

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成25年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月20日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案29件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） どうもおはようございます。

本日は、平成25年第1回定例会の開催をお願いいたしましたところ、御多用の折にもかかわらず、議員全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

去る2月21日には、議会基本条例の素案がまとまり、行政との意見交換会が行われました。地方分権時代を迎え、地方議会の重要性が高まる中、議員の皆様自らが議会の責任を自覚され、議会運営のあり方を真剣に議論し、素案の段階とはいえ、これまでにまとめられたものの説明を行うとともに、行政に対して率直な意見を求められたことに、心より敬意を表するとともに、改めて町長として自らの責任の重大さを痛感している次第であります。

昨年暮れの衆議院総選挙において自民党が圧勝し、政権への返り咲きを果たしました。安部首相は2月28日の衆議院本会議において、就任後初の施政方針演説に臨みました。

初めに、「力強い日本をつくるのはほかの誰でもない。私たち自身だ。私たち自身が誰かに寄りかかる心を捨て、それぞれの持ち場で自ら運命を切り開いていこうという意志を持たない限り、私たちの未来は開けない。日本は今、幾つもの難しい課題を抱えている。しかし、くじけてはいけない。共助や公助の精神は、懸命に生きる人同士が苦楽をともにする仲間だからこそ、何かあれば助け合う」と自立の精神を強調しました。

経済政策については、「若者たちが未来は明るいと思えることができる力強い日本経済を立て直すことが私たち世代の責任だ」と述べ、「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を力強く射込む」としました。

農業政策については、「健康的な四季の移ろいの中で、きめ細やかに育てられた日本の農産物は、世界で豊かな人が増えれば増えるほど人気が高まるに違いない。そのためには、攻めの農業政策が必要だ。日本は瑞穂の国、息をのむほど美しい棚田の風景、伝統ある文化、若者たちが美しいふるさとを守り、未来に希望を持てる強い農業をつくる」としております。

また、「我が国が持つ医療技術や環境技術の積極的な活用を図るとともに、日本のコンテンツやファッション、文化・伝統を生かし、世界の人を引きつける観光立国を推進することに加え、クール・ジャパンを世界に誇るビジネスにしよう」と述べました。

環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPについては、「聖域なき関税撤廃は前提でないことをオバマ大統領との会談の中で確認した。今後、政府の責任で交渉参加について判断する」としました。

原発については、「福島原発事故の反省に立ち、原子力規制委員会のもとで、妥協することなく新たな安全文化をつくり上げる。安全が確認された原発は再稼働する」と述べ、「省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、できる限り原発依存度を低減させる」としました。

さらに、防災・減災対策など安全・安心の国づくり、いじめや体罰、子育てなど暮らしの不安への対応、北朝鮮の核実験、尖閣諸島、竹島、北方領土など領土をめぐる課題など緊迫した事態も懸念される中で、日米安保体制の強化を図りながら、外交、安全保障政策には腰を据えて取り組むことを訴えました。

我が国経済の現状を概観してみますと、まだ具体的な施策が施されたわけではありませんが、安部首相が訴える経済政策、いわゆるアベノミクスが好感を持って迎え入れられ、それ

が株式市場や為替市場に反映し、何となく明るい兆しが見えております。

2月の経済月例報告によると、基調判断については「景気は一部に弱さが残るものの下げどまっている。輸出はこのところ緩やかに減少している。生産は下げどまっている。企業収益は大企業を中心に下げどまりの兆しが見られる。設備投資は弱い動きとなっている。企業の業況判断は改善の動きが見られる。雇用情勢は依然として厳しさが残る中で、このところ改善の動きに足踏みが見られる。個人消費は底がたく推移している。物価の動向を総合的に見ると、緩やかなデフレ状況にある」としており、アベノミクスがまだ具体的に動いていないことから、生産や経済活動の現場にまで浸透していないことがわかりますが、「先行きについては、当面一部に弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景にマインドの改善にも支えられ、次第に景気回復へ向かうことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また雇用・所得環境の先行き等にも注意が必要である」と、先行きに期待を寄せながらも、海外の動向や雇用環境、国民の所得がそれに伴っていくかという点に注意が必要だとしております。

川根本町においては、人口減少、少子化、高齢化が進み、地域社会そのものの力が急速に弱まっております。このようなことから、茶業を中心とした農業や林業、そして商工業や建設業、観光業など地域全体に厳しさが漂っております。これに何とか歯どめをかけ、活路を見出していかなければなりません。

そのために、川根本町再生元年の年としなければなりません。幸いアベノミクスによって、まだムード先行とはいえ、景況には改善の兆しが見えかかっております。景気が人々のマインドによって、周囲のムードによって左右されることは実証済みであります。

また、国も県も現下の経済状況、産業界の現状を捉えて景気を支え、後押しするための様々な経済対策を打ってくると思われまますので、それらの動向を見きわめながら、それらの対策とあわせて、有効かつ時宜を得た施策を展開していかなければなりません。

そのためには、安部首相が施政方針演説で言われたように、地域の産業を担う皆様に自らが強い体質に切り替えていこうという、自主・自立・自助の精神を持っていただかなければなりません。確かに地域の産業界の現状を見ると、高齢化、後継者不足など体質が弱まっていることは事実でありますので、自主・自立・自助を促すような施策展開を行っていく必要があると考えます。

今まで再三申し上げてきましたが、地域の活性化の基本は人口、「ヒト」の動きにあります。「ヒト」が大勢いる、「ヒト」が大勢集まる、この「ヒト」に伴って、「モノ」と「カネ」と情報も動くということでもありますので、定住人口を増やす施策、交流人口を増やす施策の両面展開が必要となります。

平成25年度の予算編成方針としては、昨年12月定例会でも詳しく申し上げましたが、第1次総合計画後期基本計画に沿って、水と森の番人が創る癒しの郷・川根本町、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、誰もが安心して暮らせるふるさとの実現に向けて、安全と安心のま

ちづくり、元気で活力に満ちたまちづくり、住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりの3つを柱としました。

安全と安心のまちづくりは、住民の皆様の命と財産を守るという最も重要な施策であります。我が国は、地震列島、災害列島と言われるように、阪神淡路の大地震以来、大きな震災や豪雨災害が起こっております。静岡県でも40年もの間、東海地震の発生が心配され続け、今、新たに南海トラフを震源域とする巨大地震発生の可能性が極めて高いと言われております。背後に山林を控える本町においては、地震ばかりでなく豪雨による土砂災害、そして長島ダムがあるとはいえ、近年の降雨の状況を見ると、大井川や支流など河川の氾濫も考えなければなりません。これらの自然災害に対する防災、減災対策を怠ってはなりません。

また、高齢化が進む中で、火災による痛ましい事故や交通事故、労務災害なども発生しております。交通基盤の整備、安全対策も進めなければなりませんし、日常生活の中で相互に注意を促すための啓発活動なども行っていかなければなりません。

平成25年度における安全・安心のまちづくりのための施策としては、デジタル防災行政無線システム共同整備事業が最も大きな事業となりますが、自主防強化事業としての自主防配備用非常食の購入、消火設備など避難所における資機材整備などの防災対策のほか、高齢者や子育て世帯世代を抱える世帯に皆様の負担を軽減するための施策として、従来南部地域と北部地域でサービスに違いが見られた在宅高齢者への配食サービス事業を統一し、そのほか外出支援サービス、子育て支援サービス、子ども医療費の助成など、きめ細かなサービスを進めてまいります。

また、安全・安心の面からは、地域医療の充実も重要でありますので、各診療所の医療機器の整備の充実を図るとともに、医師会や歯科医師会など関係機関の皆様方との緊密な連携関係を築きながら、地域医療の充実に努めていきたいと考えております。

ふじのくに・ネットワークの遠隔診療システムについては、山間地医療のモデルとして注目されつつありますし、住民の安全と安心を担保する上で極めて有効なシステムであると考えておりますので、県立総合病院、島田市民病院等とのさらなる連携強化を図り、推進していききたいと考えております。

元気で活力に満ちたまちづくりという点からは、1次産業である農林業、2次産業の製造業や建設業など、そして3次産業としての商業、サービス業などが一体となつての農商工観光の連携、6次産業化を推進していかなければなりません。

農林業については、従来どおり、基盤整備をはじめ農林業の作業の効率化、省力化を図るための機械設備の導入など補助制度の充実を図るとともに、流通に結びつけるための施策を進めていきたいと考えます。

茶の市場開発を目指して、ここ3年間ほど新たな試みを続けてきました。これらは一朝一夕には効果があらわれるものではありませんが、事業を継続する中で、業界の皆様意識の変化も感じられるようになりました。地域の皆様の目の色が変わってこそ、本当の意味での変革

につながっていくわけでありますので、現在、お茶とお菓子のコラボレーションのためのスイーツコンテストや、海外市場へのチャレンジ等試みておりますが、茶農家、茶商の皆様など茶業にかかわる皆様と連携しながら、さらに取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。

林業については、先ほど申し上げた林業機械の導入などのほか、作業道の整備や間伐事業などの推進を図るほか、木材の利活用の推進を図る事業を進めていきます。

農林業については、安定的な供給体制を整備するとともに、グリーンツーリズムやエコツーリズムなどニューツーリズムへの対応も、新たな事業展開として考えていく必要があると思っております。このような活動を継続する中で、川根本町の農林業に取り組む姿を見ていただき、理解を深めていただくことが消費拡大に必ずつながると考えるからであります。

元気で活力に満ちたまちづくりという点では、アベノミクスの効果なのか、景況改善への期待が膨らみ、個人消費も若干ながら動き始めているということでもありますので、これを後押しするという意味も含め、さらに地域商工業の振興という観点から、ささやかではありますが、21年度から23年度まで3年間実施して好評を得た20%のプレミアムつき商品券発行事業への補助を引き続き行います。

また、24年度で3年を経過しましたが、施主からも建築業者からも評判のいい住宅リフォーム推進事業費補助制度を継続させます。

また、24年度にスタートさせながら、PR不足や設備投資意欲がもう一つ盛り上がらなかったことなどによって取り組む人がなかった、おもてなしの店づくり整備事業費補助制度などについては、商工会や金融機関とも密接に連携をとりながら推進したいと考えます。

これらは、いずれも住宅リフォーム、あるいは店舗や営業施設改善の意欲を喚起しながら、地域の中に資金を循環させることによって、町内に流通する通貨の量を少しでも拡大させようというものであります。

また、交流人口を増やすために、町内のキャンプ場を利用する人に対して、指定管理による入浴施設の割引チケットを配布することによって、町営観光施設等の誘客拡大を図る事業や、誘客増加のためのツアー企画の立案など、観光協会とも連携しながら進めていきたいと考えます。

観光交流人口の増加を図るという視点とともに、公共交通機関、つまり地域住民の足の確保という点からも、大井川鉄道の存在を忘れてはなりません。通常、地方鉄道は沿線住民が支えることによって成り立っておりますが、大井川鉄道は事情が違います。観光利用者によって支えられています。

現在、大井川鉄道はSLを運行することにより何とか維持されておりますが、格安旅行など旅行形態が変化する中で、SLの乗車区間を短縮する傾向が強まってきました。観光入り込み客の減少する中で、旅行形態の変化が大井川鉄道の経営を圧迫するようになりました。観光交流人口を招き入れることによって活性化を図ろうという面からはもちろん、さらに進むであろう高齢社会における高齢者の足の確保という面からも、大井川鉄道の存在は今後さ

らに重要になると考えます。線路基盤や客車の老朽化も進んでおり、様々な面からの支援を念頭に置かなければならない、そのような状況になっているのではないかと考えております。

S Lを毎日運行する大井川鉄道とアプト式鉄道、湖上駅、関の沢鉄橋など名所を有する井川線は、テレビなどマスコミによって報道される機会も非常に多く、発信力も大きいことから、沿線一帯をレールパークと位置づけ、大井川沿いのお茶街道、風景街道とともに様々な展開を図っていきたいと考えます。

ことにS Lの終点であり、井川線の起点ともなる千頭駅には、S Lの汽笛が音風景百選の一つに選定されたことを機に完成した音戯の郷があり、これの再生を図るためにも、レールパークのセンター的な機能を持たせていくことが、より本町の観光振興につながるのではないかと考えるものであります。まずは、レールパーク構想を様々な角度から研究・検討するための場を設けたいと考えます。

元気で活力に満ちたまちづくりのくくりの中では、特に交流に重点を置いたことから、予算説明資料では、人が行き交い、にぎわいのあるまちづくりと別建てとしております。

これは単なる観光交流ではなく、都市と山村、上流と下流、県外の町との交流、海外との交流など、地域や文化の違いを超えて継続的な交流を図る中で、相互に見聞を広め、理解を深めることによって、地域住民の民度や意識を高めることができるような交流につなげていこうという意味合いを込めたものであり、このような交流活動を続けることによって、住民の皆様もまちづくりに夢を持って、明るく前向きに参画できるようになるのではないかと考えるからであります。

千年の学校や川根茶塾など、都市の皆様も含めて地域産業や地域文化を学び、相互理解を深めようとする講座や縁結び事業、あるいは緑のふるさと協力隊の交流活動なども積極的に進めていきたいと考えます。

定住対策としての空き家バンク事業など、定住促進策も積極的に進めていかなければなりません。地域内での学びと交流を推進するための地域コミュニティなどの活動については、川根本町では地域の皆様に何かと御負担もかけましたが、23年度から24年度にかけて地域自治振興事業を行いました。各地域で地域活動の拠点となる集会所の耐震化や修繕を図っていただいたり、その他の様々な地域課題に取り組んでいただきました。

また、地域で取り組む生涯学習にも取り組んでいただいております。これからは隣近所、コミュニティの活動が大変重要になってきます。東日本大震災においても人々の絆の大切さが強調されました。日ごろの密度の高いおつきあいが、いざというときの大きな力になるのです。デジタル社会が進展する中で、ますます心の結びつきが大事になってくるのです。いやしの里づくり事業などのほか、人材育成事業も進めていきます。

川根本町は、少子化も急速に進み、児童生徒の数が大幅に減少しております。一部の小学校では複式学級が導入され、中学校においては十分な部活動もできないという状況があらわれており、父兄の皆様からも大切なお子様の将来への影響を懸念される声が上がっていると

聞いております。これらの問題に対処するため、学校教育のあり方を検討協議する場を設けていきたいと考えております。

また、教育の面では、静岡県立川根高等学校の生徒数が減少していることに大きな不安を感じておられることと思います。母校を思う同窓会の皆様やPTAの皆様など、川根地域の大勢の皆様が川根高校のことを心配されております。町としても川根高校に大きな関心を持ち続けていきたいと考えております。

また、少子化が進み、高齢化が進む中で、老後への不安も大きく、地域の皆様にとっては最も関心の高い問題として、福祉施策への期待も大きいのではないかと考えます。憂いのない老後をいかにして過ごすのか。この地域をついの住みかとして、安心感と誇りを持ち続けながら過ごすことできるようなにするには何をしたらいいのか。福祉を担う施設や人の問題、財源の問題、心配は尽きませんが、皆さんの不安に丁寧に答えながら、安心していただけるような方向を、自主・自立・自助の精神を、まずしっかり持っていただくことを前提としながら、相互に助け合える、弱者に優しい社会の実現を目指したいと考えております。

また、これらを進める上で、道路交通網の整備は非常に重要であります。国道362号線と473号線、そして県道の改良整備については、引き続き要望活動を強めていきたいと考えております。また、町道や農林道については、交付金や補助金、有利な起債等により積極的に整備を図っていきたいと考えております。皆様方の深い御理解と力強い御協力を切にお願いするものであります。

本定例会では、条例制定5件、条例改正8件、規約変更2件、指定管理者の指定1件、補正予算6件、予算7件の計29件について御審議をいただきます。よろしく御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げます。行政報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、中野暉君、6番高畑雅一君を指名します。

◇

◎会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの18日間に決定しました。



◎日程第3 議案第1号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(板谷 信君) 日程第3、議案第1号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第1号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を説明します。

議案1ページ、新旧対照表1ページをごらんください。

今回の改正議案は、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)、これがスポーツ基本法(平成23年法律第78号)に全部が改正され、これに伴い、体育指導員がスポーツ推進委員と名称が変更されました。

この名称変更に関し、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1、報酬額表の職名欄中、「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改正するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第1号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第2号 川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(板谷 信君) 日程第4、議案第2号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第2号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案2、3ページ、新旧対照表2、3ページをごらんください。

集会所の管理及び修繕に係る経費につきましては、旧中川根町では町有施設、旧本川根町では自治会と、対象となる集会所の所有が異なることから、その負担割合については、本条例及び川根本町地区コミュニティ施設維持修繕事業費補助金交付要綱において、均衡を図っているところであります。

修繕のうち消防用設備については、小規模な修繕として集会所を管理する自治会の負担となっています。これら消防用設備に関連して火災等の事故が発生した場合、未然に事故を防止する目的で消防法等関係法令が改正され、その対応のため自治会の負担が生じることになります。そのため集会所の防火体制に万全を期するとともに、それに要する経費の負担を軽減することを目的に、補助の対象に消防用設備を加える改正を行うものです。

今回の改正では消防用設備の交換・修繕に対する自治会の負担は3分の1としています。また、自治会が所有する集会所の負担も同様とするため、川根本町地区コミュニティ施設維持修繕事業費補助金交付要綱もあわせて改正を行うものです。

以上、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしたんですけれども、事前にいろいろ聞き取りをしまして、わかったこともありますので。

3点を通告してあります。消防法改正の内容については大体わかりますし、皆さんもわかると思いますので、ここでは取り下げます。

2番目の集会所ごとに更新の対象となる消火器の数を把握していますかという点では、お答えをお願いします。

それから、3点目の、今回更新しないものも今後の更新の際には対象となるのかということで、この条例は時限立法ではないので、対象となるということも明らかになりましたので、これは取り下げます。

そして、新たに、今まで全額地区の負担になっていたということですが、消火器そのものを更新するということは余りなかったんじゃないかと思うんです。中の薬剤の取り替えについては、防災訓練などのときに無料で、その訓練に使うということで、期限が来たものから順に使っていたから、地区の負担にならずに取り替えることができていたんですけれども、今回ここで3分の1を地区の負担にするということにした理由ですね。

こういう防災というのは非常に大事なことで、しかも旧中川根側は町の所有の集会所であり、町の財産であり、それを守るということは、一番大もとには行政の責任があると思うんです。地区の皆さんが一生懸命守ってくださっている、そのことに報いるためにも、私は3分の1の負担ではなくて、こういうものは、せめて中の消火液と同じように、地区に負担がかからないようなやり方ができなかったのかなと、補助体制にできなかったのかなと思うんですけれども、ここで3分の1の負担を残したという理由をお伺いします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） まず3点のうちの2点目については、消火器の質問ということだったものですから、集会所ごとに更新の対象となる消火器数を把握しているかということですが、おおむね把握しております。

それと、加えられまして、新しく、3分の1の補助というのは、全額補助ができなかったというお話ですが、今までにつきましては、消火器につきましては、特に消火器自体は基準がありませんでした。設置されていれば、永久というんですか、そのまま使えたわけでございます。しかし、今度の改正によりまして、10年を限度とするということになりました。それは薬剤ではなくて消火器そのものでして、その消火器のそのものの腐食等があった場合に危険ですので、交換するよという法改正によるものでございます。

それによりまして、今までは、今までの条件でいきますと、全額各地区にお願いするということになっておりましたものですから、旧本川根地区におきましては、所有者も使用者も

両方、権限が、管理する義務が、そちらの方は全額あるわけですが、所有者と使用者が一緒なものですから。それによりまして全額地区にお願いしていたということで、それで旧中川根の方におきまして、それに合わせまして同じように地区にお願いしていた次第でありますので、それを今回は全額、義務的には地域にお願いしていたものを、3分の1のお願いすることにさせていただきたいということで、上程させていただいております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 3分の1にしたという理由は、今お答えがなかったわけですが、旧本川根側で全額負担になっていたということで、その前に課長は、こういう器具そのものの交換というのは今までなくて、中身の交換はあったけれども、というふうな話だったわけですね。だから今回、新たに器具を交換しなければならないという、その期限があるよという法律改正がされたことによって新たに負担が生じるもので、今までそのところを全くうたっていなかったというのは、そういう負担がなかったから、うたっていなかったんじゃないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） それまでにつきましても、消火器につきましても、安全性を考えれば、交換を各地区で行っていただいたと思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、消火器本体も交換をこれまでもしてきて、それは全額地区の負担でやっていたものを、今回地区の負担を3分の1に軽減して、交換とか新設も、新規に置く場合も、本数がもし変わって、例えば本数を増やしなさいとかになったときも、この補助でやっていけるということですね。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 議員の言われるとおりでございます。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今、回答したとおりなんですけれども、今回は省令の改正に伴って、今までの消火器が破裂事故とかそういう中で、耐圧的に問題があるんじゃないかという中において省令改正が行われ、3年ごとの点検というんですかね、それが義務づけられたということ。

それで、現在設置されているものについては、23年1月1日に改正されたわけなんですけれども、猶予期間というか1年間あって、その間に設置されたものについては、これから今後11年間の設置が継続されると。いわゆる前規定の中に適用が継続されるというものであります。

ただ、その中であって、26年3月31日までに耐用年数10年を迎えるもの、それから構造上腐食等があって、これを換えなければならないというものにあっては、それらを交換しなさいという規定がなされてあるわけであって、この間において、26年4月1日以降は、詰め替えということではできなくなります。26年3月31日までは、詰め替えというものも可能である

ということですが、今までは、小規模集会所等の小規模な修繕の中にあつて、御負担をいただいていたんですけれども、今後においては、通常、消火器の設備と同様に、3分の2のこちらの助成をして、御負担を3分の1という形でお願いしていきたいというふうに整備強化をするというものでありますので、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがつて、議案第2号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第3号 川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第3号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第3号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案の4ページ、新旧対照表の4ページをごらんください。

本議案は、現在、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づいて、川根本町シルバー人材センターが施設の管理を行っております。施設利用料金につきましては、従来、年間利用料を事前に見込んで、必要経費から先に差し引いた額を指定管理者側に委託料として支払っています。

しかし、利用者数の減少等の理由から、年間施設利用料が事前に見込んで差し引いた額に満たなかった場合には、指定管理者側の実質の負担となってしまうという課題があります。また、施設利用料を事前に見込んで必要経費から先に差し引くことで、予算書上には施設年間利用料が数字としてあらわれてこなかった形となっています。

そのあたりの明朗化、明確化を図る必要があることから、年間利用料金全額を指定管理者側から町に雑入として納付していただき、町は、その1割相当額を指定管理者側に利用料金取り扱い手数料として支払うという形で、改善を図りたいと考えます。

こうすることで、事前に差し引いた分の年間利用料金に満たなかった場合、指定管理者の負担は改善でき、利用者数が伸びれば、その1割相当額として受け取る手数料も伸びていくこととなります。また、年間利用料金も明確化できるものと考えます。

このような改善を図るために、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正したいものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 2点通告したんですけれども、2点目の方だけ質問をいたします。

指定管理者となるシルバーの努力が、こうすることで反映されるというふうな説明もあったわけなんですけれども、私は収入をシルバーに入れる方が、シルバーの収入とする方が、その努力の反映はできるのではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） ただいまの御質問ですが、大体年間4,000人ぐらいで利用者数が推移しております。それで、今まで、今現在ですけれども、超過した人数分だけ指定管理者側の利益になっておりましたが、4,000人に満たない結果となった年度につきましては、指定管理者側の負担になっていました。

22年4月から23年7月まで1年4カ月の間、温泉の供給が停止された経緯があります。それで、21年度が66万円、それから23年8月から24年7月までの利用料が63万7,800円でありました。従来の方でいきますと、66万円の利用料収入の場合は、6万円が実質の指定管理者側の利益となり、63万7,800円では3万7,800円の利益となる計算であります。年間利用料を全額納付いただいて、1割相当額を指定管理者側に取り扱い手数料として支払う形にした場合は、66万円ですと6万6,000円の収入になります。それから、63万7,800円ですと6万3,780円という利益になります。そうすることによりまして、指定管理者側には、従来の方より利益となる額が多くなるということです。

それから、また4,000人に満たなかった場合、管理者側の損失となってきましたが、このような形にすれば、指定管理者側の損失ということも避けることができると考えております。以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第4号 川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第4号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第4号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5ページ、新旧対照表5ページをごらんください。

今回の改正は、向井飲料水供給施設の管理を受託している向井水道組合より、組合員が高齢のため地元管理ができなくなったため、町管理に変更したい旨の申し出がありましたので、平成25年度から管理運営を町管理に変更するため、条例の改正を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第5号 川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第5号、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第5号、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

議案の6ページをごらんください。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービスの人員基準及び設備・運営に関する基準は、サービスの指定権者である市町村の条例で定めることとされました。

町では今回の法改正を受けて、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則を制定します。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、川根本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第8 議案第6号 川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第6号、川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第6号、川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

議案の7ページをごらんください。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型介護予防サービスの人員基準及び設備・運営に関する基準は、サービスの指定権者である市町村の条例で定めることとされました。

町では今回の法改正を受けて、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則を制定します。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、川根本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第9 議案第7号 川根本町が管理する町道の構造の技術的基準
等を定める条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第9、議案第7号、川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第7号、川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案8ページから10ページをごらんください。

今回の条例制定は、平成23年5月2日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、道路法（昭和27年法律第180号）が改正され、これまで法令で規定されていた町道の構造の技術的基準等については、各自治体において条例で定めることとされたため、本町においても、今回町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定を行うものであります。

なお、技術的基準等は規則で定めるよう委任し、政令で定める基準を参酌して規則を制定するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、川根本町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第10 議案第8号 川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

○議長(板谷 信君) 日程第10、議案第8号、川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第8号、川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案11ページから12ページをごらんください。

今回の条例制定は、平成23年5月2日に公布された国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、河川法(昭和39年法律第167号)が改正され、これまで準用河川の構造は政令で定められていた基準を準用してきたが、改正により各自治体において条例で定めることが必要となったため、本町においても、今回準用河川の構造の技術的基準等の条例制定を行うものであります

なお、技術的基準等は規則で定めるよう委任し、政令で定める基準を参酌して規則を制定するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、川根本町が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第11 議案第9号 川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第11、議案第9号、川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第9号、川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。
議案13ページから16ページをごらんください。

今回の条例制定は、平成23年5月2日に公布された国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、水道法（昭和32年法律第177号）が改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部について、各自治体において条例で定めることが必要となったことから、本町においても水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、第2常任委員会に付託したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、川根本町水道布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第12 議案第10号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する
条例について

○議長(板谷 信君) 日程第12、議案第10号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第10号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案17ページから19ページ、新旧対照表6ページから9ページをごらんください。

今回の改正は、平成23年5月2日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、公営住宅法(昭和26年法律第193号)の一部が改正され、これまで公営住宅法で定められていた入居収入基準と裁量階層の範囲、また公営住宅の整備基準について、各自治体において条例で規定することとなったことにより、本町においても、今回町営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

今まで委員会に付託となった条例制定と同じようなものだと思うんですけども、町営住宅管理条例があるということで、これにくっつけて一部改正というか、これは新規の条例制定にできなかったということのようだと思うんですけども、そのために、題名に整備が入るので、今まで管理条例としていたのを「管理」もとって、町営住宅条例というものに変えるということだと思うんですけども、普通は、管理条例に新たに整備という項目が入るのだったら、管理及び整備に関する条例とか、そういうふうにするのではないかなと思うんですけども、それはどう

でしょうか。

それと、公営住宅法の改正では、地方公共団体が地域の実情に応じて整備基準条例を定めるというふうになっているわけですので、本来だったら新規条例制定にするべきだと思うんですけども、そうしない理由は何なのか。しなくてよかったのかどうか、その点を確認します。

それから、3点目ですけれども、第3条の2と続くのに、間に、第3条の2の後ですけれども、入れるのは、第3条の2というのは第3条とつながっているものですが、第1章の2というふうを書くのは何か不自然な感じがするんですけども、こういうもの、一つの関係する規定の中に章を入れるということがあり得るのかどうか、この点もお聞きいたします。

それから、4点目の第6条の入居者の資格で、第2号イを削除しているわけですが、これは全協でも聞いたんですけども、公営住宅法に定めてあるから要らないというふうな説明だったと思うんですけども、全く同じ内容なんですか。金額は幾らとしてあるのか、お聞きいたします。

それから、5点目です。第6条のアとイ中ということで、新旧対照表を見ていただくとわかるんですけども。

第6条の第2号のところですが（2）ですね。同条のアとイというところに、その後「第1号イの条例で定める金額は」というふうに条文がなっているんですけども、これは法第23条第1号イの条例ではないですよ。イの部分について、条例で定める金額という意味だと思いますので、ここに「条例で定める」という言葉を入れると非常に、「第1号イの条例で定める金額は」と、何か理解にすごく私は時間がかかったんですけども、こういうふうに「の条例」というふうに入れなければいけないのでしょうか。「第1号で定める金額は」で、これは当然条例なわけですから、条例とわざわざ言う必要はないんじゃないかと思うんですけども。

6ですけれども、アとイに掲げる金額なんですけれども、アとイ、2万4,000円と15万8,000円という金額が出ているんですけども、これは今までと同じ金額なのでしょうか。この点を、6点お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの御質問につきまして説明させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、整備も入るので、管理をとるとのことだが、普通は整備を追加するのではないかという御質問でございますけれども、今回の一部改正に当たりましては、地域主権改革一括法の解説という解説書と、静岡県県営住宅条例を参考として進めてまいりました。

その解説書によりますと、条例の名称は住民にとってわかりやすい名称として、一般的な

町営住宅条例の名称とすることが、こういった場合考えられるという解説がございました。そういったこともありまして、今回、当町もそれに倣ったものでございます。また、県営住宅につきましても、静岡県県営住宅条例という名称に改正をされております。

それから、新規条例制定でなくていいのかという御質問でございますが、自治体が様々な事務についての技術的な事柄を定める場合には、条例ではなく、規則で定めることが通例となっております。今回の一括法による公営住宅の関係につきましても、技術的なものが多いため、現行の町営住宅施行規則がございまして、その規則の中に整備基準を盛り込むように条例で規則に委任するというようにしたために、新規条例の制定ではなく、一部改正としたものでございます。

次に、第3条の2と続くのに、その間に第1章の2と入れるのは不自然ではないのかという御質問ですが、今回、第1章の2と入れましたのは、第1章の総則から内容が切り替わるために追加をいたしました。

町営住宅条例は、全6章65条で構成をされておりますが、2章を3章、また4条を5条として繰り下げる手法もございまして、1章あるいは1条ずつ繰り下げるという手法を使いますと、1条、2条という条の番号、それから章の番号も動くものが多くなりまして、事務が非常に煩雑になるということが予想されましたので、今回は第1章の2、第3条の2を追加するというようにいたしました。また、県営住宅の条例につきましても同様の手法で改正がなされております。

それから、第6条の入居者の資格で、第2号イを削除した理由は何か、また公営住宅法に定められているから要らないとの説明でありましたが、同じ内容か、また金額は幾らとしてあるのかという御質問ですが、今回の地域主権一括法の改正によりまして、町営住宅条例の上位法であります公営住宅法の第24条、入居者資格の特例というものが改正をされまして、この中に激甚災害に関する特例が明記をされることになりました。このことによりまして、町営住宅条例で明記する必要がなくなったものでございます。金額につきましては、改正前と同様21万4,000円でございます。

次に、第6条ア、イの中の「の条例」というものは要らないのではないのかという御質問でございますが、この「の条例」というものを削除いたしますと、法第23条第1号イで定める金額という内容の表現に変わってしまいまして、そうしますと、公営住宅法で定める金額ということになってしまいます。そういたしますと、町の裁量の余地がなくなってしまうということになりますので、この「の条例」という文言は必要と考えております。

それから最後になりますけれども、アとイに掲げる金額は今までと同じかという御質問ですが、これにつきましては、今までと同じ金額でございます。アにかかわりますものが21万4,000円、イにかかわるものが15万8,000円という金額でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 質問の中に、第1章、それから第1章の2、それから条文の第3条、第3条の2というところの中での御理解の点があったかと思しますので、ちょっと補足をさせていただきますと、条文は一応、題目、それから中のところにおいては、章、節、款、それから、もう一つの分類としては、条、項、号という分類に分かれるんですけども、それぞれがグループが違うというふうな解釈で、章については、条文のところとは同じ系列ではないものですから、飛ぶということは当然あり得ます。

その中の「の2」という部分ですけども、法律的に解釈しますと、「の2」というのは、前の3条と3条の2のというのは、全く同格の条文であって、3条を補足する条文ではないということで御理解いただきたい。1章についても同じように、1章の2というのは、1章を補足するものではないということで、独立したということで考えていただきたい。

もう一つ、条例というのは、それぞれ制定をする場合と、それと一部改正というような形で、溶け込むというような形、いわゆる溶け込み条例ですね、こういうのがあんですけども、溶け込む条例の場合は、いわゆる条文のところは、先ほどの説明の中にもありましたように、溶け込む方が、理解というんですか、解釈しやすいというような場合は、そのような条文改正を行う、どちらも選ぶことができる段階に中において、そういうに選ぶということもあると、いわゆるテクニックの問題だというふうに御理解をいただきたいと思います。

もう一つ、あくまでもこれは国の法律、県の法律に準ずる法律という形で、この地域に限定する条例であるということにおいて、あくまでも条文に従って行うということでありまして、先ほどの23条の関連についても、そこで定めてあるところでの事業主体が条例で定めなさいという規定がありますので、そこは「の条例」と、まあ、「の定める」ということはそういうことを規定するということになります。

あとは以下解説したとおりでありますので、以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第11号 川根本町障害程度区分認定審査会の委員
の定数等を定める条例の一部を改正する
条例について

○議長（板谷 信君） 日程第13、議案第11号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第11号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案20ページ、新旧対照表10ページをごらんください。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）は平成24年6月27日に公布され、その一部が平成25年4月1日から施行されることになっております。そのため、本条例において関連する障害者自立支援法を引用している箇所の改正を行うものです。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 法律改正による文言が変わったことで、それを変えるというものなんですけれども、その法律がここに、第1条に書かれていますけれども、障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるということで、この法律のそのものの中身の違いが、どのようなものが具体的にあるのかなのか、その点をお聞きいたします。

それから、2点目に、当町における障害者支援の課題を、今回求められているものとは、この条例改正の中身とはちょっと離れますけれども、この条例のもととなる一番大きな意義ですので、この課題について認識が何かありましたら、お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 第1番目の質問ですが、本人負担やサービスの中身にどんな違いがあるのかということではありますが、本人負担につきましては変更ありません。それから、障害者の範囲の中で、難病患者というのが加わりまして、難病患者等で症状の変動などによ

りまして身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害にある方々に対しまして、障害福祉サービスを提供するように、できるようになります。

それから、2番目の当町における障害者支援の課題は何かという御質問ですが、当町はサービスの提供できる事業所が少ないこと、現在、社協の2カ所のみです。それから、また実施していないサービスがあるため、受けられないこともあるということです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 本人負担に変更がないということですがけれども、障害者自立支援法というのは、全国で大変な反対の運動が起きて、民主党さんは、さきに政権交代するときに、この障害者自立支援法は廃止しますという約束をして政権交代されて、その後ずっと委員会みたいなのを開いて、障害者を入れて検討していたんですけども、それを自公、民主党3党合意で、この長い総合支援法というんですかね、簡単に言うと、それを成立させたということで、中身の変更がないというのは、本人負担に変更がないというお答えだったんですけども、応益負担が、障害者にとってサービスを受けるということが益だという考え方は、もう本当に人権侵害だということで批判が上がったものですがけれども、それはそのまま応益負担が残るということですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 1割負担は残るということです。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1割負担というのが、とても重度の障害者、たくさんサービスを受けなければいけない人ほど、その1割が金額にすると大きくなるということで、障害が重い人が1割の応益負担を払いなさいということに対して、大きな批判の声が上がったわけですよね。それがそのまま残るという認識でいらっしゃるのか、あるいは、その後、このことについて改善がされまして、低額所得者に対しては、住民税非課税世帯の人とかは1割負担ではなくて、軽減が図られたと思うんですけども、そのところは御存じでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 障害者自立支援法の制定当時、いろんな課題というものがあった、それらについては逐次改正をされてきたということで、今、お話しのとおりでありますけれども、ただ、いまだにやはり課題というものがあるということは、地域サービス、地域にお返しするというんですか、地域に返っていただくと。以前の制度は、入所中心ということで、やはりこれは基本的な人権という意味においても、障害を持たれた方々についても、地域に自立、自主的というんですか、権利の中で生活していただくと、そういう法律趣旨のもとに改正というか、制定をされたわけなんですけれども、やはりそういう中には多くの課題を持っていたということ。

ただ、今、御指摘いただいたことも、まさしくそういうところにあるところなんですけれ

ども、ただその解決というんですか、そういう方法の中に、やはり障害認定区分というところがかかなり大きなものになるだろうと。こういう中において、今回その中に一部改正という形で、特に知的とか精神障害の方について、非常に見えにくいものの、じゃ認定をどうするのかとか、そういう部分とか、それから、今後においては、一応通常の相談事務が、これが計画等をつくる意味での相談事務を加えていくとか、いろんな意味合いで移行していくと、そういう途中過程にもあるというふうに思うんですけれども。特に今、障害を持たれている方々が地域の中のグループホーム等に加わっていく中においても、高齢になってきたという中において、こういう介護とか、そういう部分と、その境が難しくなっているということもあって、今回、駿遠学園等の中にもありますように、これを一体化して、そういう中でより手厚いものにしていきたいというのが、今回改正の主なところではないかなというふうに思っております。

ただ、これから市町村の役割等も定められていると、本法ですよ、そういうのもありますけれども、これからは意思決定というような、御本人の意思決定とか、そういうものの明確化も含めて、今後の中で取り組みをしていかなければならないというふうに、課題と思っております。これも、法律の方もそういう改正方向に進んでいくであろうと思われま

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第12号 川根本町障害福祉サービスセンター条例
の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第14、議案第12号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第12号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案21ページ、新旧対照表11ページから12ページをごらんください。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）は、平成24年6月27日に公布され、その一部が平成25年4月1日から施行されることとなっております。そのため、本条例において関連する障害者自立支援法を引用している箇所の改正を行うものです。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど副町長の詳しい説明の中に、少しあったからやめようかなと思ったんですけども、通告しているので、再度、認識を新たにするためにもう一度聞きます。

1点ですけども、共同生活介護を共同生活支援に改めるということで、第4条第2項ですかね、あるんですけども、その違い、共同生活介護と共同生活支援、今までの、言葉だけの違いではないと思いますので、説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今回、改正は大きく2つあるというところで、先ほど担当課長も申しましたように、重度障害、この方々が制度の谷間にあったというところがあって、これを障害者の定義として治療法を確立すると、そういうところにも一つありましたけれども、もう一点は、御質問の中にあつたように、共同生活の、障害を持たれている方々の生活ということで、現実の実態としては、グループホームとケアホームは包括、一緒に行っている施設が50%を超えているという段階もあります。それから、先ほど申しあげましたように、これから高齢化してきているという中において、障害を持たれる方々に対して柔軟に対応していくという、こういうサービス体系を持つということ、これに基づいて統合しているというふうに理解してよろしいのではないかと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分からとします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時41分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇

◎日程第15 議案第13号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第15、議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案22ページ、新旧対照表13ページをごらんください。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、その一部が平成25年4月1日から施行さ

れることになっております。

また、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正部分についても、平成25年4月1日から施行されることとなりました。このため、本条例において関連する障害者自立支援法が改正され、同法を引用している箇所の改正を行うものです。

以上、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第14号 駿遠学園管理組合規約の変更について

○議長（板谷 信君） 日程第16、議案第14号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第14号、駿遠学園管理組合規約を変更する規約につきまして御説

明いたします。

議案の23ページ、新旧対照表の14ページをごらんください。

本議案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保険福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法が改正され、規約中同法を引用している条文等を改めるものです。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定による構成団体協議、知事許可申請のため、地方自治法第290条に規定される議会の議決を要する協議であり、議決を求めるものであります。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、駿遠学園管理組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 議案第15号 静岡県市町総合事務組合を組織する地公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（板谷 信君） 日程第17、議案第15号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第15号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

議案24ページ、新旧対照表15ページから17ページをごらんください。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡県市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の構成団体の変更は、西伊豆広域消防組合が解散することとなったため、本組合から脱退するものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

（創造と生きがいの湯）

○議長（板谷 信君） 日程第18、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（創造と生きがいの湯）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の25ページをごらんください。

川根本町創造と生きがいの湯につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町シルバー人材センター理事長、土屋鉄郎氏より指定管理者指定申請書の提出があり、1月28日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町シルバー人材センター理事長、土屋鉄郎氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に基づいて、3点通告しましたけれども、1番目の質疑ですけれども、シルバー人材センターに継続で指定管理を契約更新する議案なんですけれども、今後の運営や施設の問題点などをどのように考えているか伺います。

それから、2点目ですけれども、全協で配付された資料なんですけれども、利用状況が直近と言いながら、直近の1年間としながら、8月から7月までということで、昨年7月までの資料でした。これは直近とは言えないんじゃないかと思うんですけれども、なぜこのようなことをされたのか伺います。

それから、3点目ですけれども、資料に利用客の推移、年度ごとあるいは月比較ですね、そういうもの、何かその比較ができる推移もないし、指定管理料の収支状況表というものもありますけれども、これにも備考の欄に指定管理料、施設利用料、繰越金とか、題名という言葉は書かれているんですけれども、全く金額が書かれていないということで、これは25年度の予算で確認させていただくことにしまして、このような材料で審査をされたのか、そして継続を決めたのか、その点を伺います。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 1番目の今後の運営や施設の問題点ということですが、土曜日と祝祭日、平均の利用者数2.5人であります。それから午後の1時から5時までの間の利用者数6.78人であります。それから夜間の5時から8時までの利用者数6.92人であります。

それから、多目的室や軽作業室の利用実績も少ない現状にありまして、この施設の設置目的や施設の利用方法、用途が町内全域、町民に十分に周知できていないというのが要因の一つとしてあります。今後、住民の周知を徹底させるという必要があると思います。町としましても、指定管理者に経費のかからない方法で、広報の協力をしていきたいと思っております。

それから、利用者の安全確保のために、体調不良の方が発生した場合におきまして、応急手当が対応できますように、従事する方に応急手当の知識、また技術の習得に努めていただけるよう、消防署の協力を得まして講習会の機会を持つことを考えております。

それから、緊急時の対応としまして、担架を1台常備できるように予算の方に計上させていただいております。施設利用者の増加や利用者の安全確保にさらに努めたいと考えております。

それから、2点目の直近1年間としながら、8月から7月までとしたのはなぜかという御質問ですが、22年4月から23年7月まで1年4カ月の間、温泉の供給が停止されていたという経緯があります。そのために、ここに上げてあります23年8月から24年7月の期間を直近の1年間の利用者数として上げさせていただきました。

それから、3番目の指定管理料の関係ですが、これは予算の特別委員会、25年度のところでまた詳しく説明をします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 施設の問題では、かなり最近修理を繰り返しているわけですが、課長が今、広報に努めたいというふうにおっしゃられたのは、多分、全協で私が、休みのときが全くわからなくて、わざわざ行ってみないとわからないということ、高齢者の人たちが言っているということを使ったものですから、そういうふうに広報のところに力を入れるという答弁があったのかなと思ったんですけれども、施設の故障が老朽化なのか、管理上の問題なのか、そこのところはよくわからないんですけれども、その点について、どのようにお考えがあるのかお聞きしたいです。それから、直近の1年間ということの一昨年の8月から昨年の7月までということで、7月からだともう半年以上たっているわけですよ、今。だったら、直近と言うなら、例えば昨年の12月前の1年間とか、そういうところが出せるはずだと思うんですけれども、課長の答弁では、22年4月から23年3月まで停止していたからという答弁だったけれども、これは理由にはならないと思いますので、さらにその点をお聞きします。

それから、この審査会というんですか、指定管理者を継続するかどうかという審査を開かれたと思うんですけれども、そこでもこのような資料で審査したのですかということにも、お答えがありませんでしたのでお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 私の方は審査会の担当だものですから、先ほどの説明の方をさせていただきます。

審査会につきましては、先ほども福祉課長の方からお話もありましたとおり、22年度につきましては丸々休業という形、それから23年度につきましては、7月中旬までお休みという形だったものですから、なかなか参考にはならないということで、24年度の実態と25年度の予算等を精査させていただいて、その中で判定させていただきました。3年間の内容という

のは、なかなかつかみにくいものですから、今年度と来年度の予算についてで審査させていただいて、適当と認めたものでございます。

○議長（板谷 信君） あと2つ。

（「審査会で資料、これを使ったんですか」の声あり）

○議長（板谷 信君） 誰でいい。じゃ、副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 指定管理者の審査委員会、私が一応座長ということで務めておりますので、お答えをいたします。

審査委員会については、資料は当然それぞれの資料を提出をさせるわけでありましてけれども、審査の内容というものは、例えば、条例にうたわれている生きがいの湯条例、この趣旨目的にあって運営をされているかどうかとか、基本的には最初はそういう形をやっていくんですけれども、この管理の方針がしっかりと定められているかどうか、それに伴って運営を行っているか、運営が適正であるかというようなこと。

それから、どうしても運営の中において、この施設の特徴的なものもあつた中に、なかなかこれは採算性がとれない、そういう施設であると。収入料が極端に少ないという中であつて、じゃ、利用料金体系をどういうふうにしていくのかというようなことも含めた中で、また、それから管理においての人員、それから本来の条例の中に定めておる目的と、目的以外に運用されている部分がどういう整理をされるのかとか、それから管理体制、それから施設の、先ほど言われた中にもありましたように、老朽化であるのか、それか運営状況によってなのかとか、そういうようなものも当然聞き取りをしながら、現運行しているところに、そういうものも、確認というものもとりながら、事前にそういうものも指摘をした中で、前回、全協でも説明しましたように、11月ですか、前回の議会において、本来ですと提出するべきところではあつたんですけれども、そういうところがしっかりとつかめ得なかつたという中において、今回の提案になつたわけでありましてけれども、当然そういう中においては、収支状況の明確化、それからサービス向上、先ほど広報等に含めた中で、そういうものも適正になされているかどうかというものも、総括的には全て指摘事項とした中で、最終的には総合判断をしております。

この生きがいの湯については、設立のときの経緯とか、地域性というものがかなり、多分な要因が占めているところもありますので、そういうところも参酌というんですか、しなければならぬ部分もあります。

ただ、そうは言っても、今後の運営の中で、やはり公金を使用して運営していくことでもありますので、これは、税金はあまねく広くという形、そういうものと、また公平・公正さを必要とするという中においては、今後のこの施設のあり方というものも含めた中で、検討課題としていかなければならないと、これが大きな課題でもあるんじゃないかというふうに考えております。

先ほど資料の中で、8月から7月と1年間の状況をお示しすることによって、大体の客と

いうんですか、入り込みの動向がつかめるという中で、たまたま7月の中旬までが千頭温泉の揚湯ポンプの故障があって供給できなかったということがありますので、そういう出し方になってしまったんですけれども、今後の中では、そういう資料検討のところも含めて、反省するところは反省した中で、検討材料としていきたいと思います。

ただ、冒頭に言いましたように、利用料金体系のところはかなり大きな部分を占めているところにあります。例えば、その利用料金によって全ての運営が賄える施設であるのかどうか、それから、全てをいわゆる町が支出して行うべき施設であるのかどうか、それから、施設の利用料金体系の一部を徴収した中で、それから不足する部分を充当する、そういうような3つに分かれるわけなんですけれども、今までは、その利用料金体系60万という数字を直接指定管理者の歳入として、明確でないところもあるし、逆に言うと、だんだん入り込みが少なくなっている現状の中において、その60万円を下回ってくるということも発生してきたという中において、それでは、安定的な運営確保の意味からも、利用料金の1割を取り扱い手数料的な勘案というような形をして安定を図りたいと、努力等を反映できるものにしていきたいということも含めた中で、総体的に、そういう今後の運営、直近の運営体系、それから従前、福祉の向上、健康増進、介護というようなものが規定はされてはおりますけれども、じゃ乳児健診等は、そこのところに本来おいてどうなのかという問題もありますし、それらについては、文化会館のですね、より広い施設の方へ25年度からは移行するというような、総括的なところを検討しながら、最終的な結論に至ったというところであります。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（創造と生きがいの湯）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（創造と生きがいの湯）は原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第19 議案第17号 平成24年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)**

○議長（板谷 信君） 日程第19、議案第17号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第7号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第17号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第7号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,635万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,761万円としたいというものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

第3表では、地方債の借入限度額について補正したいものがあります。

今回の補正予算は、町内の吊り橋点検業務委託料の追加と有害鳥獣捕獲報償金の増額、県営中山間地域総合整備事業の事業費増加に伴う負担金の増額、事業の進捗状況により決算を見込んだ事業費の補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

一般17ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は848万円の減額です。実績見込み等に基づく議員報酬、議員期末手当、議員共済会負担金及び議会会議録作成業務委託料を減額するものです。

一般17ページ、18ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は420万8,000円の減額です。基金管理費は、基金の利子について、実績見込みに基づく減額と、庁舎管理費は、開発センター裏側の町有地の有効活用に向けての工事請負費の増額と、山村開発センター等運営費は、施設の空調機器故障に伴う修繕料の追加です。

一般19ページをごらんください。

第2項企画費は639万4,000円の減額です。まちづくり事業費は、友好都市推進事業の実績見込みに基づく減額と、いやしの里づくり事業の実績見込み等に基づく交付金の減額、地域振興基金の充当減による財源更正をお願いするものです。

一般19ページから21ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は32万3,000円の増額です。社会福祉総務費は、創造と生きがいの湯のボイラー故障に伴う修繕料の増額、老人福祉費では、敬老祝い記念品代及び在宅配食サービス事業委託料、外出支援サービスに利用する車両購入費、シルバー人材セン

ター育成事業費補助金、敬老事業費補助金について、実績見込みに基づく減額、老人保護措置費では、障害者等加算対象者の見直しによる保護措置費の増額をお願いするものです。介護保険費では、介護認定ソフト改修に伴う業務委託料の追加による介護保険事業特別会計への繰出金の増額補正をお願いするものです。後期高齢者医療費は、特定健診委託料、特定健診事務委託料、人間ドック費用助成委託料について、実績見込みに基づく減額と、県後期高齢者医療広域連合前年度精算負担金について、前年度の医療給付費確定に基づく負担金の増額をお願いするものです。

一般21ページから24ページをごらんください。

第2項児童福祉費は3,361万4,000円の減額です。児童福祉施設費、子育て支援対策費については、実績見込みによる臨時職員等の賃金、社会保険料、需用費、工事請負費、負担金補助及び交付金、扶助費、児童クラブ業務委託料の減額と、平成23年度保育所運営費国県負担金の返還金の追加をお願いするものです。子どものための手当費は、対象者数変更等の実績見込みによる減額です。

一般24ページをごらんください。

第3項災害救助費は250万円の減額です。これは、昨年度の台風により被災された富沢地区の方々の避難に係る家財等借り上げ料及び家賃支援について、実績見込みによる減額です。

一般25ページ、26ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は2,991万7,000円の減額です。母子保健費、予防費、健康増進費は、実績見込みによる検診等委託料、扶助費の減額です。診療所管理費は、実績見込みに基づく地域医療支援事業委託料の減額、いやしの里診療所特別会計への繰出金の減額補正、環境衛生費は、実績見込みに基づく合併処理浄化槽設置費補助金の減額、飲料水供給施設費は、平栗飲料水供給施設整備工事費の実績見込みによる減額です。

一般26ページをごらんください。

第2項清掃費は287万6,000円の減額です。塵芥処理費は、資源ごみ回収のためのコンテナ購入費の増額、45リットルごみ袋不足による印刷製本費の増額、ごみ収集車等の修繕料の増額、実績見込みに基づくごみ収集運搬業務委託料、一般廃棄物処理委託料、ガラス・陶器類処理委託料の減額をお願いするものです。

一般27ページ、28ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は400万3,000円の減額です。農業振興費では、町産業振興関係団体活動費補助金及び特産物振興事業費補助金について、実績見込みによるそれぞれの減額、茶業推進対策費では、川根茶パンフレットと一煎茶パックのしおり等の印刷製本費及び特産物振興事業費補助金、農業関係事業費補助金を実績見込みにより、それぞれ減額するものです。農業農村整備事業費は、県営中山間地域総合整備事業負担金について、県営事業費増加に伴う負担金の増額と、農地・水環境保全向上対策事業負担金の交付団体の減及び補助金の減額等に伴う負担金の減額です。自然休養村運営費は、実績見込みに基づく耐震

補強計画設計業務委託料の減額です。地籍調査事業費は、実績見込みに基づく地籍調査委託料の減額をお願いするものです。

一般28ページ、29ページをごらんください。

第2項林業費は2,561万4,000円の減額です。林業振興費では、実績見込みに基づく有害鳥獣捕獲補償金の増額と、森林情報システム保守点検業務委託料の減額をお願いするものです。町有林管理費は、実績見込みに基づく町有林造林業務委託料の減額、林道藤川線開設工事に伴う支障木の先行伐採が、県が開設事業費の中で対応することによる支障木処理業務委託料の減額をお願いするものです。林道費は、林道蕎麦粒線改良工事1工区の事業取りやめによる測量設計委託料及び工事請負費の減額と、県営事業費減に伴う負担金の減額です。治山費は、久野脇治山工事取りやめによる工事請負費の減額をお願いするものです。

一般29ページ、30ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は2,318万円の減額です。商工業振興費は、実績見込みに基づくおもてなしの店づくり整備事業費補助金の減額と、地域振興基金の充当減による財源更正です。観光費は、塩郷誘客施設整備事業を翌年度施工することによる登記手数料、調査測量業務委託料、工事請負費、土地購入費の減額と、実績見込みに基づく交通整理業務委託料及び大井川流域観光プロモーション事業委託料の減額です。温泉施設費は、接岨峡温泉ポンプ改修事業費の減額に係る繰出金の補正をお願いするものです。

一般31ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は310万円の減額です。道路新設改良費は、県施工の道路整備事業の変更による負担金の減額、橋梁維持費として本年2月10日に、浜松市天竜区において発生したつり橋事故を受け、川根本町内に存在する13橋のつり橋のうち、架設年度が古い8橋の橋梁点検業務委託料の追加と、国庫補助金の増額による財源更生をお願いするものです。

一般31ページをごらんください。

第3項河川費は470万円の減額です。砂防費は、土砂災害ハザードマップ作成に係る印刷製本費の追加と、県施工の急傾斜地対策事業の変更による負担金補助交付金の減額をお願いするものです。

一般32ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は2,169万2,000円の減額です。非常備消防費は、過疎対策事業債の変更に基づく財源更正です。消防施設費は、実績見込みに基づく耐震性貯水槽整備工事費及び詳細設計による第8分団1部詰所解体工事費の減額です。災害対策費は、実績見込みによる減額です。

一般32ページ、33ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は1,038万4,000円の減額です。教育諸費は、教育相談員不在による報酬費の減額と、実績見込みに基づく私立幼稚園就園奨励費と奨学金貸付金の減

額です。通学バス等運営費は、実績見込みによる通学バス運行管理業務委託料の減額をお願いするものです。

第2項小学校費は317万7,000円の減額です。学校管理費は、実績見込みによる工事請負費及び備品購入費の減額です。教育振興費は、実績見込みによる遠距離通学事業費補助金の減額です。

一般33ページ、34ページをごらんください。

第3項中学校費は258万円の減額です。学校管理費は、中川根中学校テニスコート修繕工事費の追加と、実績見込みによる備品購入費の減額です。教育振興費は、実績見込みによる中学生海外英語研修事業委託料及び車両借上料、備品購入費の減額をお願いするものです。

一般34ページ、35ページをごらんください。

第4項社会教育費は55万1,000円の減額です。社会教育総務費は、参加者減による小学校5年生県外、これは新潟ですが、体験学習委託料の減額です。生涯学習推進費は、参加者減による生涯学習推進協議会委員研修のための費用弁償の減額です。

一般35ページ、36ページをごらんください。

第5項保健体育費は158万4,000円の減額です。保健体育総務費は、実績見込みによるオリンピック出場広報のほりほか激励啓発品の減額と、大村あすみ選手がオリンピック出場による現地応援助成金の減額です。海洋センター運営費は、実績見込みによる臨時職員賃金の減額です。学校給食施設費は、勤務日数増加に伴う調理業務臨時職員及び運搬業務臨時職員賃金の増額と、業務集約に伴う厨房機器点検業務委託料の減額、実績見込みによる備品購入費の減額をお願いするものです。

一般36ページをごらんください。

第11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は、過年度災害復旧債減額による財源更正です。

一般36ページをごらんください。

第12款公債費、第1項公債費は812万7,000円の減額です。実績見込みによる利子の不用分を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般9ページ、10ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は932万4,000円の減額です。実績見込みによる保育所運営費負担金と子どものための手当負担金の減額補正です。

一般10ページ、11ページをごらんください。

第2項国庫補助金は225万2,000円の減額です。教育費国庫補助金は、実績見込みによる幼稚園就園奨励費補助金の減額、衛生費国庫交付金は、合併処理浄化槽設置費補助金の減額に基づく循環型社会形成推進交付金の減額と、土木費国庫交付金は、高郷・田野口停車場線舗装工事に係る円滑な拠点間交通の確保交付金の減額、15m以下の主要橋梁の点検及び修繕計

画策定に係る既存施設の長寿命化交付金の増額をお願いするものです。

一般11ページをごらんください。

第14款県支出金、第1項県負担金は347万2,000円の減額です。実績見込みによる保育所運営費負担金と子どものための手当負担金の減額です。

一般11ページ、12ページをごらんください。

第2項県補助金は1,023万円の減額です。衛生費県補助金は、合併処理浄化槽設置費補助金の減額に伴う合併処理浄化槽設置費補助金の減額です。農林水産業費県補助金は、地籍調査事業の減に伴う国土調査費補助金の減額と、町有林の間伐事業取りやめによる森林整備加速化・林業再生事業費補助金の減額をお願いするものです。消防費県補助金は、実績見込みによる大規模地震対策等総合支援事業費補助金の減額です。

一般12ページをごらんください。

第15款財産収入、第1項財産運用収入は526万1,000円の減額です。これは実績見込みに基づく各種基金利子の減額をお願いするものです。

一般13ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は9,003万9,000円の減額です。財政調整基金、減債基金、地域振興基金は、今回の補正による一般財源の調整のための充当の変更により減額させていただくものです。長島ダム水源地域振興基金は、接岨峡温泉ポンプ改修工事費の減額によるものです。

一般13ページ、14ページをごらんください。

第19款諸収入、第5項雑入は248万円の減額です。民生費雑入は、後期高齢者等特定健診委託金、放課後児童クラブ利用料、後期高齢者医療人間ドック費用交付金については実績による減額で、後期高齢者医療広域連合負担金前年度返還金は、前年度概算払いしている広域連合負担金の余剰金精算による返還金の増額です。教育費雑入は、参加者減による中学生海外研修参加者負担金の減額をお願いするものです。

一般14ページ、15ページをごらんください。

第20款町債につきましては、事業内容及び事業費精査による過疎対策事業債、過年災害復旧債の借入額を減額するものです。

第2表、繰越明許費につきましては、一般4ページ、5ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、天竜ワークキャンパス改築整備事業費補助金は、藤枝市内に建設中の障害者施設の施工に関し、近隣住民への安全確保措置において、近隣住民からの要望により、当初予定していた範囲以外の部分の措置を講じる必要が生じたこと、基礎くい、鉄骨、鉄筋の納入が遅れる見込みであること、地盤状況により予定以上に基礎工事に時間を要することから、県事業を繰り越すことが見込まれるためであります。

第6款農林水産業費、第1項農業費、茶業推進対策費、農業体質強化基盤整備促進事業は、当初、防霜ファン更新を12.5ha整備する計画でありましたが、現地再調査の結果、他の地区

でも整備を要する施設が確認されたことから、その追加地区分について年度内の発注が見込めなくなったためであります。

第2項林業費、町単独事業集落道富沢線用地測量業務委託は、施業道ヒラト線開設工事完了後に予定していた用地測量が、当工事の遅れにより年度内の完了が見込めなくなったため、森林環境保全整備事業林業専用道塩野線開設工事は、工事施工用地取得の承諾に対し、地権者が難色を示し、交渉に不測の日数を要したため、詳細設計、積算、工事発注に遅れが生じ、年度内完成が見込めなくなったため、道整備交付金事業林道寸又線改良工事は、他事業、中部電力株式会社との調整に不測の日数を要し、工事の中断を余儀なくされたため、年度内完成が見込めなくなったため、県単独林道開設事業施業道ヒラト線開設工事は、工事施工上、障害となる立木伐採に係る補償交渉に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったため、町単独事業林道寸又線改良工事に伴う水道移設工事は、道整備交付金事業、林道寸又線改良工事完了後に予定していた水道管移設工事が、当工事の遅れにより年度内完成が見込めなくなったためであります。

第7款商工費、第1項寸又峡野天風呂建設設計業務委託は、設計業務において、寸又峡野天風呂の指定管理者である寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合との建物の全体像や、備えるべき機能、設備等の要望に対する調整に不測の日数を要したため年度内完成が見込めなくなったためであります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、川根本町内吊り橋点検業務委託は、本年2月10日に、浜松市天竜区のつり橋ケーブル破断事故を受け、本町内におけるつり橋においても緊急一斉点検を行う必要が生じ、対象つり橋を、町道・農道・観光、合わせて13橋あるうち、平成に完成した5橋を除いた8橋について実施を計画しました。点検方法は、ワイヤーや金具・金物を扱う専門業者に委託を予定していますが、今から緊急発注業務となるため、年度内の完了が困難なためです。

第3項河川費、川根本町洪水ハザードマップ作成業務委託は、ハザードマップ作成のもととなる被害想定をシミュレーションするため、長島ダム放流量等について国土交通省長島ダム管理所と協議したところ、想定条件設定に時間を要したこと、また、現在、国で改定作業中の洪水ハザードマップ作成の手引きに従うべきとの指導を受け、その情報入手に日時を要したため、年度内の完成が困難となったためです。

第9款消防費、第1項消防費、町単独消防施設整備事業第8分団1部詰所建築工事は、設計業務及び建築工法決定に不測の日数を要したため、また盛り土による敷地である柱状改良の施工が必要となったことから年度内の完成が見込めなくなったため、町単独消防施設整備事業第8分団1部詰所建築監理委託は、同詰所建築工事の繰り越しに伴い、建築監理委託の繰り越しが必要となったため、町単独消防施設整備事業第8分団1部詰所解体工事は、同詰所の建築工事後に旧詰所の解体工事を施工するもので、年度内の完成が困難となったため、町単独消防施設整備事業下沢間防火水槽移設工事は、用地所有者の相続手続に不測の

日数を要したこと、また県との物件移転補償契約の遅れにより年度内完成が見込めなくなったため、町単独消防施設整備事業下沢間火の見やぐら移設工事は、用地所有者の相続手続に不測の日数を要したこと、また県との物件移転補償契約の遅れにより年度内完成が見込めなくなったため、町単独消防施設整備事業は、県との共同整備を進めている防災行政無線のデジタル化事業で、県が施工する白羽山中継所の建て替え工事が遅れ、完成見込みが3月末となったことから、当事業の施工ができなくなったため、それぞれ平成25年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたく願います。

第3表、地方債補正につきましては、一般6ページをごらんください。

災害復旧事業において、事業内容の精査により、起債限度額を180万円減額の3,030万円に、過疎対策事業において、事業費の精査により、起債限度額を2,150万円減額の8,010万円に、臨時財政対策債の起債限度額を1億5,000万円に減額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） たくさんの補正予算で、総額1億9,600万余の減額ということで、非常に多岐にわたっているわけですが、ほとんどが差金というか、対象がないというか、そういうもので減額されているものが多いんですけども、内容の説明がわからない部分がかかりありましたので、通告をたくさん出しました。昨日出して、午後から聞き取りというか、課長さん方も説明をしてくださった中で、やっぱり質問した方がいいと思ったものを16点ぐらいありますけれども、よろしく願います。

まず、第1点ですけれども、この補正予算書の順番にいきます。

4ページの繰越明許費の進捗状況で、天竜厚生会が藤枝に施設をつくる負担金ということで、社会福祉費57万6,000円の繰越明許の中で、その工期が25年10月31日と資料に書かれているんですけども、余りにも先の日付ということで、これ、一応説明を受けたんですけども、もう一度説明をお願いいたします。

それから、2点目ですけれども、19ページにいきます。

2款2項3目まちづくり事業費です。歳出の方ですけれども、歳出に入ります。そのところで、19節のいやしの里づくり事業費の交付金470万円の減額なんですけれども、当初予算が700万円で7割近い減額になっています。なかなか申請が出ないという説明があったんですけども、その原因や対策をどう考えているのか伺います。

3点目は、20ページです。

3款1項3目の老人福祉費の13節在宅高齢者配食サービス委託料の200万4,000円の減額についてですけれども、24年度に今の制度をもう完全に統一するというので、そのもとで予算を組み立てた、計上したということなんですけれども、それが統一できなかったの、今まで

の方式が継続されたということで、配食数7,280食が4,823食に実績上で減りましたという説明があったんですけれども、この数の説明を、合わないですね。当初予算では1万8,000食を計上してあったわけですから、きちんと説明を求めます。

それから、当初予算では、本川根側の本人負担300円分を、これは私の間違いでした。本川根側の本人負担分が入って540万にも増えたのかと思ったんですけれども、そうではないという説明だったので、今、現在、本川根側の本人負担金300円は、どうなっているのか。また中川根の100円は、どこに入っているのか、その説明を求めます。

それから、24年度の委託料と雑入の見込み額、実際に本当にこの補正予算をした後の金額にはならないと思うんですけれども、この見込み額をお聞きいたします。

それから、4点目です。

20ページの同じページですけれども、3款1項9目13節の委託料で、後期高齢者特定健康診査と人間ドック受診者が大幅な減になっています。どのように考えているかお聞きいたします。

次が、22ページの3款2項3目の放課後児童クラブ業務委託、13節の委託料のところですが、189万9,000円の減額について、参加児童数と開催日の減による減額だという説明でしたけれども、内容と開催日減などという原因を、理由をお伺いします。

それから、6項目め、22ページから24ページに子ども手当がずっと載っているんですけれども、20節の扶助費のところ、総額で、増額するもの減額するもの差し引きで、扶助費が971万円の減額になっていますけれども、人数の変更による減額という説明でした。これについて、細節1から9までの人数の変更内容、それから細節11から18までの人数、及び細節1から9までと11から18の内容の違い、それから所得制限対象者の人数、それから細節17、18のところの特例給付について書いてありますけれども、特例給付が計上されていますけれども、その説明を求めます。

それから、次は7点目ですけれども、25ページの4款1項3目予防費ですけれども、インフルエンザワクチンの自己負担を下げたことで、接種者が増えたという評価が説明でありました。本当にそうだと思います。いいことだと思います。でも、子宮頸がんや肺炎球菌は当初予算の6割以上の今回減額補正になっています。任意接種なので強制はできないという説明がありましたけれども、自己負担を下げることは強制にならないと思いますので、予防接種の無料化を進める考えがないかどうか伺います。

8点目ですけれども、27ページです。

6款1項8目の農業農村整備事業費、19節細節4の農地・水環境保全向上対策事業費の負担金が、当初予算が126万9,000円なのに、今回67万円の減額になっています。半分ちょっとを超す減額なんですけれども、今回減額するのは3地区だけだったということで、町のこの負担額というのは事業費の25%だから、地区の方で取り組んでくだされば、何倍もの仕事が、地区の人たちは、このいただくお金より多くの仕事をやってくださいますし、地域の活性化

や地域にお金が回ることになるんですけれども、提出書類が厳しい、すごくたくさんある、それから使い勝手も悪いということなどをよく耳にします。

それで、素人の人たちには、本当に大変な負担になるということで、尻込みしている状態をよく伺います。もっと行政の職員の人たちが、地元で積極的にこういう取り組みに参加するとか、行政が支援やアドバイスを行うとかすれば、もっとこういう活用が広がるのではないかな。せっかくある制度なのに、もったいないなと思いますけれども、この点についてどのように考えているか伺います。

それから、9点目ですけれども、28ページの6款1項10目13節の委託料、地籍調査委託料で441万9,000円の減額ですけれども、入札差金ということですから、これは31%減額しています。入札差金で400万円も出るという、事業費自体が大きいから出たのかもしれませんが、予算もどういふふうに見積もるのかわかりませんが、甘いのではないかなと感じました。

そして、こういう、余ったから、入札差金が出たから減額しますと、今ごろになって、年度末になって出すのではなくて、入札はもっと早くやっていると思うんですよ。今のペースでやれば、100年かかってもできないとか、100年はかかるなどと言われている事業のわけです。それで非常に実効性が悪い。もう本当にやっているところとやっていないところが、大きな差が町内で出ているわけですから、こういう差金を減額するよりは、その分事業を進めるべきではないかなと思うんですけれども、その点についてお聞きいたします。

次、10点目ですけれども、29ページの6款2項5目林道費の19節負担金のところですが、県林道開設負担金において650万、2本で減額になっています。10%の町の負担ということで、これも非常に効率というか、町にとって業者さんに落とすときには、業者さんにとってありがたい仕事になるんだろうなと思うんですけれども、こういうふうには10%ですから、事業費は減額した分、650万減額すると6,500万の事業が削減されたということになるわけですので、こういう減額について理由をお聞きします。対応もお聞きしたいんですけれども、もしできれば教えてください。

それから、11項目め、30ページです。

7款1項3目の観光費ですけれども、その13節の委託料のところ、大井川流域観光プロモーション委託料53万5,000円の減額ですけれども、3カ所計画したうちの1カ所しか実施できなかったという説明だったんですけれども、当初の説明では、国内エージェント5社を訪問しますという説明だったので、どうなのかなということで、これ、課長さんに確認したんですけれども、皆さんはこういう説明を聞いていると思うので、再度ここできちんと説明をお願いいたします。

それから、1社の訪問で、これだと50万円以上かかったということになるんですけれども、計画と違って来るのではないかな、何にどういふふうにかかったのか、訪問の内容を伺います。

それから、12項目めです。

この同じ観光費のところ、17節の土地購入費330万円、予算を皆減していますけれども、この点について、松島の駐車場ですかね、そのところが購入が遅れたという説明だったんですけれども、そのいきさつを……。すみません、これはやめると書いてあります。やめます。取り下げます。

1つ減りましたので、12項目めになります。

31ページの8款2項2目の19節県道整備負担金560万円の減額ですけれども、これはどこなのか。減額の理由を伺います。

それから、13項目め、32ページの9款1項4目災害対策費の15節工事請負費で1,350万4,000円の減額ですけれども、昨日、総務課長さんから説明をいただいて納得したんですけれども、大きな減額ですので、ただ見過ごすわけにはいかないと想着いて、再度お聞きいたします。

14項目め、33ページの10款1項3目教育諸費、21節の奨学金貸付金の当初予算60万円を360万円、今回減額するというので、2人分を残すんですかね、2人利用しているということなのかわかりませんが、申請が少ない理由をどう考えておられるか伺います。

それから、最後ですけれども、34ページ、10款3項2目中学校教育振興費の13節委託料で、中学生海外英語研修委託料の126万7,000円の減額について、社会教育費から中学校費に、24年度に移したわけですが、参加者が大幅に減ったわけですね。この原因をどのように考えるか。今までは募集定員よりオーバーして行けない子が出ていた状況だったのに、今回は定員18に対して10名しか参加がなかったということで、こういう応募が少なかった理由を、本当はこういうふうになることは普通考えられないんですけれども、どのように考えているか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） それでは、答弁をお願いします。

順番にいきたいと思います。福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 4ページの第2表の明許繰越費の進捗状況ということで、工期が延びる理由ですけれども、これは1点目に、造成工事が遅れていまして、本体工事の着手が遅れることになりました。理由としましては、天候不良や敷地内の隣接業者の代替駐車場整備に時間を要したことです。

それから、2点目に、近隣の住民の安全確保対策におきまして、住民の方から要望があった範囲以外の部分の措置を講ずる必要があったということで、これは施設敷地周囲を仮囲いする予定でありまして、その敷地内の進入路拡幅工事におきまして、近隣の田畑への出入り、それから境界におきまして、同様の仮囲いの要望があり、それに時間を要したということです。

それから、3点目の基礎くい、鉄骨、鉄筋の納入が遅れたということでもあります。これは

請負会社が数社の下請業者と契約を試みましたが、契約までに時間を要しまして、資材の納入が遅れたためであります。

それから、4点目に、地盤状況によりまして基礎工事に時間を要したということでもあります。これは整備地の周辺の民家や工場等では、井戸水を飲料水として使用しております。今回の基礎工事の工法では、溶出された六価クロムが近隣の井戸水に影響を与える可能性があったものですから、工法につきまして協議検討を行い、それによりまして遅れが生じたということです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 一応、福祉課、課ごとにやってしまうのか、どうするか。

課ごとでやってください。

○福祉課長（栗原 卓君） それから、20ページの3款1項3目老人福祉費、在宅高齢者配食サービス委託料の関係ですけれども、予定した配食数の違いというか、それを説明します。

これは、今年度は9月まで旧制度というか、今の制度で配食サービスを行いまして、10月から新サービスということで計画をしておりました。それでその関係で、前期4月から9月分と後期10月から3月分に分けて計上をしてあります。7,280食というのは前期分の契約数でありまして、4,823というのが前期分の実績の食数であります。なお後期分の契約食数と見込み食数ですが、契約が7,280食で、見込みの食数が4,564食ということになっております。

それから、委託料と雑入の見込みですけれども、委託料の見込みは780万円です。それから、雑入の見込みですが177万100円です。内訳ですが、前期分が実績で393万5,568円、後期分が380万円で見込んでおります。雑入の内訳ですが、前期分が92万3,700円で、後期分が84万6,400円で見込んでおります。

それから、22ページの3款2項3目放課後児童クラブ業務委託料につきまして、当初予算では、両クラブとも開催日数、それぞれ260日で計上してありました。開催の見込み日数で236日であります。24日の減ということでもあります。

それから、減になった理由であります。学校の予定等で午前中で下校の日とか、風水害により実施しなかった日等があります。それから、利用者が少数の場合、指導員の減もありますので、その関係で減額になったところもあります。参加の児童数ですが、定員が30人です。利用人数は平均で24人です。

続きまして、22ページから24ページ、3款2項4目子どものための手当費ですけれども、子どものための手当につきましては、24年4月から児童手当に名称が変更となりました。細節の1から9までにつきましては、当初計上した人数、平成24年4月から平成25年3月分ですけれども、これは3月までの給付見込みによる減額であります。

これは延べ人数なんです。被用者0歳から3歳未満が778人、非被用者の0歳から3歳までが88人、被用者の3歳以上小学校修了前が2,381人、非被用者3歳以上小学校修了前が741人、被用者小学校修了後中学校修了前が1,127人、非被用者小学校修了後中学校修了前が

356人となっております。細節の11から16につきましては、6月の支給分、児童手当は年3回、6月、10月、2月に支給をしておりますが、6月の支給分の2月、3月分であります。これは延べ人数が0歳から3歳被用者が153人、0歳から3歳非被用者が23人、3歳以上小学校修了前被用者が475人、3歳以上小学校修了前非被用者が137人、中学校被用者が231人、中学校非被用者が66人です。

細節の17、18につきましては、特例納付、所得制限の対象者の方で、延べ人数で3歳以上小学校修了前が32人、小学校修了後中学校修了前が24人です。

以上です。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 2点目の質問になります。

19ページ、2款2項3目まちづくり事業費の19節いやしの里づくり事業交付金につきまして、470万円と大きな減額補正でしたが、交付額が少ないその原因と対策はどの御質問でございますが、この交付金制度は、平成21年度に開始されまして、毎年6件ほどの申請がありまして、大半の地区が2年の計画で事業を展開していただいております。

これまでに町内34地区中16地区が、このいやしの里づくり事業を行ってきておりまして、本年も昨年同様、6地区が事業を実施しておりますが、事業規模が小さい事業が多かったというようなことで、大きな減額となった状況であります。半分以上、18地区の地区がまだ未実施ということで、実施していない状況でありまして、その原因につきまして、はっきりつかんではおりませんが、これまで制度の周知法としまして、区長さんを通しまして行ってきましたものですから、区長さんの負担も大きく、また地区住民の皆さんにも伝わっていない部分があるかと思っておりますので、今後はこれらを、これまでに行われました事例等をお知らせしながら、またこの制度が住民の方に広く伝わるよう、周知にも工夫をしていきまして、また申請が出ない理由等も調査しながら、この交付金を有効に活用していただこうと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 企画はそれだけだね。

○企画課長（羽倉範行君） 終わりです。

○議長（板谷 信君） その次は、生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） 20ページ、3款1項9目後期高齢者医療費、13節委託料で、後期高齢者特定健康診査や人間ドック受診者の大幅な減について、どのように考えているかという御質問ですが、後期高齢者特定健康診査は、平成23年度の実績から当初の人数を600人として予算化させていただきました。4月上旬に、年度当初の健康健診調査票にて申し込みを受け付けまして、6月から11月まで健診を実施しております。また追加の健診のお知らせも11月に行い、広報を回ったものです。この健康診査については、自己負担が500円となっているものであります。

それから、実績見込みは450人となっております。なお、今までの年度ごとの実績を見ますと、平成21年度が412人、平成22年度が382人、平成23年度が645人となっております。また、人間ドックにつきましては、平成23年度では12月に追加の増額補正をさせていただいています。平成24年度は75人分を見込みましたが、実績見込みで30人となっております。自己負担は3割ということでございます。

人間ドックにつきましては、4月下旬に受診希望の問い合わせのお知らせや、希望者募集のチラシの配布により、お知らせを9月、10月、1月、2月と行い、受診者の増の向上のため広報を実施させていただきました。

高齢者特定健康診査や人間ドック受診については、病気の早期発見や早期治療のために非常に大切なことだと考えております。地区におられる地区保健員の皆さん62名の方々には、調査票の改修等には大変な御協力をいただいているところです。今後もその保健員さん等の御協力をいただきながら、町からの広報を行いながら、特定健康診査や人間ドックの受診者の増を図りながら、健康増進を図っていきたいと考えているところです。

次に、25ページ、4款1項3目予防費ですが、インフルエンザワクチンは自己負担額を下げたことで接種者が増えたとの説明だったが、子宮頸がんや肺炎球菌は当初の6割以上の減額となっている。任意接種なので強制はできないという説明だったが、自己負担を下げることで強制にはならない。予防接種の無料化を進めるべきではないかという御質問です。

インフルエンザワクチン接種については、24年度から大きな制度改正をいたしました。65歳以上の高齢者の方は、今までは1,500円であったものを平成24年度から500円に、また高校生までの方は、1,500円だったものを自己負担なしに、高校生以上65歳未満の方は、2,000円であったものを1,000円に制度改正を行っています。

また、子宮頸がん予防接種については、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時事業補助金、24年度で終了ですが、事業費の2分の1の補助を受け実施しているものです。この事業で定めた接種対象者、小学校6年生から高校2年生ですが、川根本町は自己負担なしで実施しているものです。この予防接種につきましては、平成25年度から定期予防接種化される予定です。定期予防接種につきましては、引き続き自己負担なしでお願いしたいと考えています。子宮頸がん予防接種につきましては、平成22年度から始まっていますが、平成22年度、平成23年度は対象者全員に通知を行っています。また、24年度は新規対象者となる中学1年生の方には、全員に個別通知を行って周知広報による接種促進に努めているところです。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種につきましては、平成22年度から補助制度を実施しています。町は接種費用の2分の1を補助しているところです。広報については、健康相談時にお知らせを行っているところです。事業につきましては、今後もこの事業は継続を行いながら、適切な広報を行い、予防接種の向上を図っていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 次は、建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、続きまして建設課にかかわります御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、最初になりますけれども、P27、6款1項8目農業農村整備事業費の中で、19節農地・水環境保全向上対策事業費負担金67万円の減額についてということと、この事業は提出書類の厳しさ、また事業を推進するに当たって、使い勝手の悪さ等から地元負担が大き過ぎるということで、もっと役場職員が支援やアドバイスをすべきではないかという御質問でございますが、この農地・水環境保全向上対策事業は、当初町内5地区で実施予定ということで予算を計上いたしました。結果的には3地区での実施ということになりました。

この事業でございますけれども、国が50%、県と町がそれぞれ25%の負担ということで、地元負担については特にごさいません。それぞれの地区が事業主体となって実施をする事業でございます。財政的には非常に有利な事業ではないかなと考えております。

ただ、鈴木議員御指摘のとおり、この事業を実施するに当たりましては、事業主体となります地元の方が補助金申請や補助金実績報告書、また補助金請求等の事務を行うとともに、金銭出納簿とか領収書等をしっかり整備していくということが要求されます。こういったことから、事務に不慣れな一般の方には、大変な負担となっていることは事実だとは思っております。またそれに加えて、地区の構成員の高齢化も進んでまいりまして、事業の実施もなかなか大変だという声も聞かれます。

役場といたしましても、こういった事情は承知をしているところでございまして、できる限りのお手伝いをさせていただいておりますけれども、補助金申請書の作成、実績報告書、それから補助金の請求書等、役場でできる事務につきましては、実施をさせていただいております。

それから、せっきくの事業ですので、使い勝手のいい事業とするために、関係機関に対して改善を図るように要望をしてまいりたいと思います。それから、今後もできる限りですけれども、役場としてできる限り協力はさせていただきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、P28、6款1項10目の地籍調査委託料でございますけれども、今回441万9,000円減額させていただきますが、これは当初予算と比較して31%減であり、今回の減額補正は入札差金ということだが、予算の見積もりが甘いのではないか、また差金を減額するより、その分事業を進めるべきではないかという御質問でございます。

現在、地籍調査事業は、水川の一部と上長尾の一部で実施をしておりますが、委託料の積算につきましては、県で示す標準単価により積算をしておりますので、見積もりが甘いとかそういったことはなく、適正な見積もりだと思っております。今回、大きな入札差金が出ましたけれども、これは業者間の競争が激しかったことにより、結果的に低い落札額となったためと考えております。

また、入札差金を減額せずに事業を追加するべきではなかったかという御質問でございます。

すけれども、地籍調査の委託を計画する場合がございますけれども、年度内完成が可能な仕事量ということで、仕事量を見込んで実施計画を立てておりますので、入札差金の分を追加した分、仕事量が予定より増えてまいりますので、年度内完成ということが大変難しくなってくるということが今回予想されましたので、今年度につきましては、事業の追加は行いませんでした。

なお、地籍調査につきましては、国の基準によりまして進めているところでございますが、国においても、地籍調査の進捗を図るための方策を検討しているという情報を聞いております。今後、進捗を早めるための何らかの方針が示されてくるのではないかなということで、我々としても期待をしているところでございます。

それから、次に29ページになりますが、6款2項5目林道費です。この中の19節県林道開設負担金の減額理由はという御質問でございますが、現在、県営の林道開設事業は林道智者山線と林道藤川線の2路線で実施をされております。このうち林道智者山線につきましては、富士城地区と奥泉地区とを結ぶ路線でございますが、工事は両側から例年実施をしておりますが、平成23年の台風12号によりまして、富士城側で林道法面の崩壊がありました。この災害箇所が多くで平成23年度の開設工事を実施をしておりましたが、この災害によりまして現在まで工事が中断をしております。

現在、災害箇所の復旧工事を実施をしておりますが、この箇所の完成予定が今月中旬という予定でございます。この災害復旧工事が終了した後、平成23年度工事の繰り越し工事ということで残っておりますが、この分の工事を実施する予定となっております。

こういった事情がございまして、平成24年度については、奥泉側の工事の実施のみということで、富士城側の工事の発注を取りやめたということがございます。こういったことによりまして、富士城側が大きな減額となっております。また、藤川線につきましても減額となっておりますけれども、これは施工延長の減に伴う減額ということになっております。

それから、31ページの8款2項2目の19節県道整備負担金560万円の減額はどこかという御質問でございますけれども、今回の県道整備負担金560万円の主な減額の理由でございますが、減額にかかわります路線は県道川根寸又峽線になります。

この路線の奥泉と寸又峽の間の改良計画変更にかかわるものでございまして、この区間の改良計画につきましては、平成22、23年度に地元関係者と県、町の3者によりましてワークショップを開催いたしました。そして改良計画を策定いたしました。この計画に基づいて事業を進めておりますが、平成24年度に事業着手を予定しておりました箇所の地権者によりまして現地立会を行いました。現地立会を行い、境界確定の作業を進めてきましたけれども、この箇所につきましては、地権者が50人以上がかかわる共有地ということで、町外の方、また相続が済んでいないという方も大勢おられて、こういった理由によりまして、境界確定作業が思うように進まなかったということもございまして、現場の調査、測量等の作業に入ることができませんでした。こういった事情によりまして、この区間の事業着手ができ

なかったということによりまして、今回の減額となったものでございます。

建設課は以上でございます。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 7款1項3目の観光費の13節大井川流域観光プロモーション委託料の減額についての御質問ですけれども、大井川流域観光プロモーション委託料といいますのは、島田市と共催で行っている観光プロモーション事業であります。全協で説明した際、この事業の委託料の中にエージェント訪問を3回計画したけれども、1回しか参加できなかったというこの内容につきましては、1回の旅費が1泊2日で行ってくるわけなんですけれども、3万円程度でエージェント5社を訪問するというのが訪問できなかったと説明しましたけれども、すみません、これにつきましては出張旅費の方で支出したもので、委託料には関係ありませんでしたので、ここで訂正させていただきます。

この減額につきましては、ファミトリップを2回実行したわけなんですけれども、その入札差金といいますか、受けたところが格安でやっていただいたということで減額するものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 総務課になります。この番号でいきますと、続きの方へいきますと14番になりますけれども、P32、9款1項4目災害対策費の15節ですけれども、これの工事請負費1,350万4,000円の減額の理由と内訳という質問ですけれども、その点について回答させていただきます。

これは一番大きなものは自主防災倉庫、南部地区の15棟の設置工事をさせていただきました。各区長さんのところをお願いいたしまして、それぞれの防災倉庫ということで置かせていただいているものが一番大きなものです。予算としましては、3,318万円でしたけれども、入札を行いましたら、2,520万でやっていただけることになったものですから、入札差金としましては798万円の入札差金が出ました。それが大きなものです。

それと、防災ラジオの受信用ということで、防災ラジオを配布させていただいたんですけれども、配布の時期がいろいろ、防災ラジオにつきましては、中国の問題等で遅くなった関係上、難聴世帯が、今も進めているんですけれども、予想していたよりも少なくて済んで、それについて530万ほど減額させていただくということです。それが一番大きなものでして、あと2つ、これは緊急放送、よくあるんですけれども、J-A-L-E-R-Tの総合支所との統合、あと個別受信機の取り付け工事を少し減額させてもらうものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大村敏正君） それでは、鈴木議員の質問事項の14番目ですが、まず質問の中に減額の金額のところ、36万ということですが、360万円ということですが鈴木議員

はおっしゃっていたものですから、36万ということをお願いしたいと思います。

それでは、10款1項3目の33ページについてですが、教育諸費、21節の貸付金の奨学金貸付金当初予算60万円を36万円減額で、申請が少ない理由をどう考えるという質問にお答えしたいと思います。

平成24年度の申請数は2名です。当初予算は5名分を予算化してありました。今回の補正はその差額分の36万の減額をお願いするものです。申請数の少ない理由についてですが、アンケート等による客観的なデータは持ち合わせておりませんが、まず1つ目の理由として、月1万円が適当であるかどうかを考えられると思います。2つ目の理由として、奨学金を借りた場合、学校卒業後5年間で返済すべきという条例があります。現在の社会情勢、経済状態を鑑み、躊躇しているのではないかと考えられます。この奨学金については、各家庭の考え方が如実に反映されるものと考えております。

続きまして、質問事項の15番目になりますが、34ページの10款3項2目中学校教育振興費の13節で、中学生海外英語研修委託料の126万7,000円の減額について、社会教育費から中学校費に移して参加者が減ったが、原因をどう考えるかについての質問にお答えしたいと思います。

まず、当初では生徒18名で参加を予定しておりました。応募したところ、中川根中学校5名、本川根中学校5名の計10名でした。その男女の内訳は、男子1名、女子9名でした。当初予算から実績の人数の費用を引きまして、その分の減額が126万7,000円です。その減額補正をお願いするものです。

平成23年度末に中川根中学校、本川根中学校に出向き、海外英語研修についての生徒の応募についてお願いをいたしました。応募者は前述のとおり、この一番の理由として考えられるのは、生徒の海外で英語を研修するという気持ち、意欲の問題が考えられると思います。また、個人負担が6万5,000円であったということも一つの理由に考えられるかもしれません。

しかし、本町は、生徒の英語研修については非常に恵まれた中で実施されていると考えています。次年度の海外英語研修に向けて、教育委員会では多くの生徒が応募してくれるよう、中川根中学校、本川根中学校に積極的な働きかけをしていくよう準備を進めております。今年度以上、生徒の参加を目指していきたいと考えています。特に男子生徒の参加を強く促していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 質疑がなければ、ここまでにしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑はここまでといたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第17号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第7号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は1時20分からとします。

休憩 午後 0時24分

再開 午後 1時19分

○議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎日程第20 議案第18号 平成24年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算(第3号)

○議長(板谷 信君) 日程第20、議案第18号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第18号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,337万6,000円としたいものです。

これは、主に実績見込みによる一般被保険者療養給付費の減額及び退職被保険者等の療養給付費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

国保7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は10万1,000円の追加です。これは、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に伴う高齢受給者証再交付に係る事務経費の追加で、国からの交付金があります。

第4項趣旨普及費は2万5,000円の増額です。これも前期高齢者の負担割合凍結措置延長に係る事務経費です。

国保7ページ、8ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は811万7,000円の増額です。これは、第1目一般被保険者療養給付費は、療養給付費の実績見込みによる減額で、第2目退職被保険者分の療養給付費の実績見込みによる追加、第3目一般被保険者療養費及び第4目退職被保険者等療養費は、実績見込みによる減額をお願いするものです。

国保9ページをごらんください。

第2項高額療養費は243万2,000円の増額です。第1目一般被保険者高額療養費及び第2目退職被保険者等高額療養費は、実績見込みによる増額です。第3目一般被保険者高額介護合算医療費は療養給付費等の補正による財源更正です。

国保9ページ、10ページをごらんください。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は408万8,000円の減額です。これは、平成23年度療養給付費等負担金交付実績額確定内示による減額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

国保5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は235万2,000円の減額です。これは、療養給付費の実績見込みによる減額です。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は12万6,000円の追加です。これは、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に伴う高齢受給者証再交付に係る事務経費への補助金です。

国保5ページをごらんください。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は1,790万1,000円の追加です。これは、退職被保険者等療養給付費の実績見込みによる交付金の追加です。

国保6ページをごらんください。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は、療養給付費の実績見込みによる財源更正です。

国保6ページをごらんください。

第9款繰入金、第2項基金繰入金は908万8,000円の減額です。これは、一般被保険者療養給付費の実績見込みの減額と、実績額の確定による平成23年度療養給付費等負担金返還金の減額による基金繰入金の減額です。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点ですけれども、9ページの11款1項3目の一般被保険者返還金、国県支出金返還金408万8,000円の減額について、これ、ここは6月議会で、補正で811万9,000円増額してあったものですが、今回減額をするということで、6月補正という本算定をやるときの補正だったわけですが、こことか、それから7ページの一般療養給付費724万9,000円の減額もありますけれども、こういうふうなことで、国保の本算定のときに、結局たくさん使う、必要だよということで本算定をやったけれども、ここに来て減額になったということで、値上げしたことも正当性が、疑問が多いにあるなと思って通告しました。説明を求めます。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） 10ページの国県支出金等返還金408万8,000円、6月補正で811万9,000円増額したものの、理由をということですが、平成23年度療養給付費等負担金に係る国県返還金については、780万円の返還の見込みが生じるということで、本年6月補正予算において、国県支出金返還金の増額補正をさせていただいています。

今回、国県支出金返還金を408万8,000円減額することについては、平成23年度の療養給付費等負担金実績見込みの算定に当たって、退職被保険者であったために負担金の対象外医療費ということで、国庫へ返還する額を過大に見込んであったために、6月補正予算時に算定した実績の見込みと、確定した実績の差額408万8,000円を減額させていただくものです。

なお、6月補正予算において、返還見込み額の財源については、支払準備基金を充当させていただくこととしていましたので、支払準備基金繰入額についても、基金繰入額減額補正分908万8,000円のうち、国県支出金の返還額減額分の408万8,000円を減額補正させていただくものです。

以上です。

（「もう一度、すみません」の声あり）

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今、説明の中で、退職被保険者であったためという説明があったんですけども、もう一度そのところを説明をお願いします。

○議長（板谷 信君） いいですか。重ねて同じ答弁で結構です。生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） その部分を読みます。

今回、国県支出金返還金を408万8,000円減額することについては、平成23年度療養給付費等負担金実績見込みの算定に当たって、退職被保険者であったために負担金の対象外医療費ということで、国庫へ返還する額を過大に見込んであったために、6月補正予算時に算定した実績の見込みと、確定した実績の差額408万8,000円を減額させていただくものです。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 何でそういうことになったんですか。退職被保険者であったということが後からわかったんですか。

質問が間違っているかな。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） これは、一般被保険者から退職被保険者等に切り替わる場合、どうしても届け出制度であるということから、期間を繰り上げてするというような場合がありますので、それが過年度にさかのぼっての、一般から退職へ切り替わったということに起因することが主たるというふうに御理解いただきたいと思いますが、

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第19号 平成24年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（板谷 信君） 日程第21、議案第19号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第19号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,546万2,000円としたいものです。

今回の補正は、電算システム改修業務委託料の追加と、実績見込みに基づく福祉介護手当の減額補正をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

介護5ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は21万円の増額です。これは、介護認定ソフト改修に伴う介護システム改修経費の負担をお願いするものです。

第5款地域支援事業費、第2項包括的支援事業及び任意事業は100万円の減額です。これは、実績見込みによる福祉介護手当の減額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

介護3ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は39万5,000円の減額です。これは、福祉介護手当の減額補正に基づく国庫補助金の減額です。

第5款県支出金、第3項県補助金は19万8,000円の減額です。これは、福祉介護手当の減額補正に基づく県補助金の減額です。

介護4ページをごらんください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は1万2,000円の増額です。これは、福祉介護手当の減額補正に基づく減額と、介護認定ソフト改修に伴うシステム改修事業に対する繰入金の追加をお願いするものです。

介護4ページをごらんください。

第2項積立基金繰入金は20万9,000円の減額です。これは、福祉介護手当の減額補正に基づく減額をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第20号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算(第2号)

○議長(板谷 信君) 日程第22、議案第20号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第20号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ749万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,875万8,000円としたものであります。

今回は、水質検査委託料について、実績見込みによる減額補正をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

簡水4ページをごらんください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は749万7,000円の減額です。これは、水質検査委託料の実績による減額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水3ページをごらんください。

第4款繰入金、第2項基金繰入金は749万7,000円の減額です。これは、水質検査委託料の減額補正に基づく基金分の減額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第23 議案第21号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第23、議案第21号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第21号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,798万7,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、接岨峡温泉ポンプ改修工事の減額です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

温泉4ページをごらんください。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費は377万円の減額です。接岨峡温泉ポンプ改修工事の減額を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

温泉3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は377万円の減額です。今回の補正事業に係る一般会計繰入金を計上しました。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第24 議案第22号 平成24年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（板谷 信君） 日程第24、議案第22号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第22号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ288万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,207万1,000円としたいものがあります。

今回の補正予算は、本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は105万円の減額です。これは、実績に基づく医師及び臨時職員の社会保険料の増額と臨時職員の賃金の減額です。

第2款医業費、第1項医業費は183万円の減額です。これは、実績見込みによる検査手数料及び医療用機器借上料の減額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は288万円の減額です。これは、実績見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。



◎日程第25 議案第23号 平成25年度川根本町一般会計予算

◎日程第26 議案第24号 平成25年度川根本町国民健康保険事業

特別会計予算

◎日程第27 議案第25号 平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第28 議案第26号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第29 議案第27号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第30 議案第28号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計予算

◎日程第31 議案第29号 平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（板谷 信君） 日程第25、議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算から日程第31、議案第29号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第29号までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、議案第23号、平成25年度川根本町一般会計予算の概要から説明を申し上げます。平成25年度一般会計からいきます。

平成25年度当初予算は59億7,200万円です。前年度と比べ4億5,900万円、率にして8.3%の増額となる予算を編成させていただきました。

平成20年度からの国の経済対策等に係る地域活性化関連補正による生活環境整備に始まり、24年度は、住民が利用し、災害時には避難所となる地域の集会所の耐震化工事を施工するなど、身近な事業に重点を置き事業展開をしてまいりました。

平成25年度予算においては、特に、予想される東海地震や南海トラフに起因する三連動地震などへの対策や、住民生活に密着した施策に心がけた予算を編成させていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目に入る前に、一般会計について大まかな説明をさせていただきます。

平成25年度予算編成に当たっては、自然災害等に備えた防災対策、人口減少・少子高齢化に対応する健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉施策の充実による安全で安心のまちづくり、農林業の振興、農林業と商工観光業の連携による地域経済の活性化・6次産業化、恵まれた自然や人的資源を生かした施策の展開による元気で活力に満ちたまちづくり、誘客対策の充実による地域間の交流の促進や、地域づくり活動への支援による人が行き交い、にぎわいのあるふるさとづくりを目指した予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、資料30ページをごらんください。

財源の構成では、自主財源が35.1%、依存財源が64.9%となっています。

地方交付税が36.5%、町税が22.0%、国県支出金が11.1%となり、財政調整基金などの繰入金が8.4%、町債が14.1%を占める割合となっています。

地方交付税では、昨年12月の政権交代による地方交付税の交付動向が不透明であるため、19年度から23年度の実績を踏まえ、また、人件費相当分の減額見込等を考慮し、普通交付税を減額計上しました。

町税につきましては、景気低迷により個人の町民税は減少していますが、長島ダムに係る課税特例終了による国有資産交付金の増額を計上しました。

国庫支出金の増額は、児童手当負担金が対象者数の減少等により減額となっていますが、障がい者自立支援給付費負担金、安全・安心な交通確保の交付金として、高郷・田野口停車場線舗装工事に係る交付金、町道の舗装補修や路肩補修に係る交付金、橋梁の長寿命化に係る交付金、防霜ファン更新工事に係る補助金が増額となっており、10.6%の増となっています。

県支出金は、児童手当負担金及びへき地医療対策事業費補助金、大規模地震対策等総合支援事業補助金が減額されているものの、障がい者自立支援給付費負担金やグループホーム建設事業に係る補助金、林道事業費補助金、治山事業費補助金、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金、参議院議員選挙及び県知事選挙に係る委託金が増額となっており、21.7%の増となっています。

自主財源では、実績見込みに基づき、各基金利子の減少により財産収入が27.6%の減、財政調整基金を含む繰入金は、まちづくり基金や社会福祉基金の減額により2,840万6,000円、率にして5.4%の減となりました。

資料21ページをごらんください。

歳出予算の目的別の構成比では、子育て等の支援、各種福祉サービスの実施などに係る民生費は20.6%、コミュニティ施設整備事業などの自治振興事業、まちづくり事業、町営バスの運行、環境対策の推進に関する総務費が14.0%、住民の健康づくり、環境衛生の向上や、飲料水供給施設・水道施設整備などの生活環境基盤整備を図る衛生費は11.4%、災害対策事業や消防救急施設整備などの消防費は11.3%、農林業の振興、農産物・林産物の搬出に寄与する農林道の整備に係る農林水産業費が10.3%、小中学校の管理運営、町民の社会教育やス

スポーツ振興を図る教育費は8.7%を占めています。また、起債の元利償還金である公債費は、12.7%と依然大きな割合を占めています。

資料33ページをごらんください。

性質別では、地域要望に沿った町道・林道の改良や、生活環境整備と農業経営体質強化基盤整備事業、防霜ファン更新事業の増額により、投資的経費が18.2%で、前年度より35.1%の増となっております。

義務的経費は、退職者補充の抑制に伴う人件費や、借り入れの減少により公債費、対象児童の減少による児童手当などの扶助費が減額となり、構成比は38.1%を占めていますが、前年度より2.8%の減となっております。

物件費では、臨時職員の賃金や消耗品費、光熱水費、修繕料、デジタル防災行政無線システム設備に係る備品購入費などの増額により、前年度対比1億6,250万4,000円増で、構成比は20.0%を占めています。

補助費は、県との共同整備によるデジタル防災行政無線システム設備に係る負担金の追加により増額となっております。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

資料12ページをごらんください。

第1款議会費は7,310万円です。前年度と比べ156万5,000円の減額です。議員共済会負担金等の減が主なものです。

第2款総務費は8億3,466万円です。前年度と比べ6,110万1,000円の減額です。企画総務費において、レールパーク構想検討事業の実施により、地域活性化や地域間交流の促進を図ります。また、いやしの里づくり事業費交付金の活用等により特色ある地域づくりを目指します。まちづくり事業費では、継続事業として川根茶等の市場開発支援事業費、中国竜泉市との友好都市推進事業費、島田市と共同開催のSLフェスタ事業費などを計上し、元気で活力に満ちたまちづくりを目指します。

資料14ページをごらんください。

第3款民生費は12億3,197万3,000円です。前年度と比べ6,525万円の増額です。子育て支援センター運営経費や放課後児童クラブ事業の実施、外出支援事業や在宅高齢者配食サービス事業の実施など、福祉サービスの充実により、子供からお年寄りまで安心して生活できる福祉の環境づくりに努めます。

資料15ページをごらんください。

第4款衛生費は6億8,245万2,000円です。前年度と比べ7,265万4,000円の増額です。インフルエンザ予防接種の負担軽減に取り組んでいます。また、各種予防接種助成費、がん検診等健康づくり事業の実施、町内診療機関の施設整備により、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第5款労働費は191万4,000円です。

資料16ページをごらんください。

第6款農林水産業費は6億1,276万2,000円です。前年度と比べ1億7,419万9,000円の増額となりました。農業経営体質強化基盤整備事業として、防霜ファン更新工事の施工、自然休養村管理センターの耐震補強・改修工事の実施、有害鳥獣対策、しずおか林業再生プロジェクト推進事業として、木製什器類の購入、林道整備などにより茶業・林業の振興を図ります。

資料17ページをごらんください。

第7款商工費は2億7,347万8,000円です。前年度と比べ1,291万9,000円の減額です。経済対策として商工会プレミアムつきお買い物券発行事業費補助金の計上や、引き続き住宅リフォーム推進事業費を計上するとともに、特色ある店づくりによる消費活性化を目指し、店舗等の改修等への支援として、おもてなしの店づくり事業費補助金を盛り込んでいます。また、町の観光振興に取り組み、効果的な施策の展開により、交流人口の増加を目指します。

第8款土木費は2億7,681万円です。前年度と比べ6,649万円の増額です。道路維持費で、町道4路線、道路新設改良費で、町道5路線の修繕改良工事費を計上しており、国道・県道整備促進とあわせ、町道や急傾斜対策等の推進により快適で安全な社会資本整備に努めます。

資料18ページをごらんください。

第9款消防費は6億7,547万8,000円です。前年度と比べ2億3,297万8,000円の増額です。消防施設費で、元藤川地区の消防団詰所の建設工事及び町内2カ所の消防団詰所の補修工事、防火水槽蓋修繕工事費を計上し、災害対策費で、デジタル防災行政無線システム設備費を計上し、災害対策の充実により、災害に強いまちづくりを目指します。

第10款教育費は5億2,095万8,000円です。前年度と比べ4,936万8,000円の減額です。小中学校の施設整備や南部小学校複式学級対応のための講師配置、町支援員の配置など、学校教育環境の充実や生涯学習の推進、社会体育施設の充実などにより町の教育環境の向上に努めます。

資料19ページをごらんください。

第11款災害復旧費は1,788万9,000円です。前年度と比べ438万4,000円の減額です。災害が発生した場合の応急的な復旧経費を計上し、迅速な対応に努めます。

第12款公債費は7億5,552万6,000円です。前年度と比べ2,323万4,000円の減額です。これは、過去の過疎対策事業債などの償還完了によるものです。

第13款予備費は1,500万円です。前年度と同額を計上しました。

次に、歳入でございます。

資料4ページをごらんください。

第1款町税は13億1,160万5,000円です。前年度と比べ9,351万8,000円の増額です。景気低迷により、個人の町民税は減少していますが、長島ダムに係る課税特例終了による国有資産交付金の増額が主な理由です。

第2款地方譲与税は5,000万円です。

第3款利子割交付金は100万円です。

資料5 ページをごらんください。

第4款配当割交付金は100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は20万円です。

第6款地方消費税交付金は7,500万円です。

第7款自動車取得税交付金は1,700万円です。

第8款地方特例交付金は200万円です。住宅借入金等特別控除による減収分のみの計上となります。

第9款地方交付税は21億8,000万円です。昨年12月の政権交代による地方交付税の交付動向が不透明であるため、19年度から23年度の実績を踏まえ、また人件費相当分の減額見込み等を考慮し、普通交付税は21億3,000万円、特別交付税は5,000万円を計上させていただきました。

第10款交通安全対策特別交付金は100万円で、前年度と同額です。

資料6 ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金は3,650万6,000円です。前年度対比425万6,000円の増額です。防霜ファン更新に係る事業費分担金の追加と保育所保育料の減額などによるものです。

第12款使用料及び手数料は5,882万7,000円です。前年度対比116万7,000円の減額です。

資料7 ページをごらんください。

第13款国庫支出金は2億2,020万5,000円です。前年度対比2,105万円の増額です。児童手当負担金が対象者数の減少等により減額になっていますが、障がい者自立支援給付費負担金、安全安心な交通確保の交付金として、高郷・田野口停車場線舗装工事に係る交付金、町道の舗装補修や路肩補修に係る交付金、橋梁の長寿命化に係る交付金、防霜ファン更新工事に係る補助金が増額となっています。

資料7 ページ、8 ページをごらんください。

第14款県支出金は4億4,262万3,000円です。前年度対比7,906万4,000円の増額です。児童手当負担金及びへき地医療対策事業費補助金、大規模地震対策等総合支援事業補助金が減額されているものの、障がい者自立支援給付費負担金やグループホーム建設事業に係る補助金、林道事業費補助金、治山事業費補助金、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金、参議院議員選挙及び県知事選挙に係る委託金が増額となっております。

第15款財産収入は2,544万8,000円です。前年度対比971万4,000円の減額です。

資料9 ページをごらんください。

第16款寄付金は2,000円の科目設置です。

第17款繰入金は5億75万5,000円です。前年度対比2,840万6,000円の減額です。特別会計繰入金が科目設置の3万6,000円で、基金繰入金が5億71万9,000円です。それぞれ事業目的に沿った基金の繰り入れをしております。

25年度は、通常事業に加え、災害対策事業や地域間交流の促進や地域づくり経費として、財政調整基金を3億円と、例年以上に繰り入れて事業の展開をしていきます。なお、財源確保のため、減債基金を673万2,000円、まちづくり基金を4,300万円、社会福祉基金も9,800万円繰り入れる予算となっています。

資料10ページをごらんください。

第18款繰越金は1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は1億542万9,000円です。前年度対比890万1,000円の減額です。

資料11ページをごらんください。

第20款町債は8億4,340万円です。前年度対比3億8,030万円の増額です。過疎対策事業債が1億7,140万円、公共事業等事業債が3,360万円、合併特例債が3億3,840万円、臨時財政対策債は3億円です。

以上が平成25年度一般会計予算の概要です。

続きまして、議案第24号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,860万円で、前年度と比べ1,590万円の増額となります。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります

それでは、項目ごとに歳出から説明させていただきます。

資料の46ページをごらんください。

第1款総務費は2,635万6,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

資料46ページ、47ページをごらんください。

第2款保険給付費は6億650万6,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上しています。

第3款後期高齢者支援金は1億2,014万4,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として14万5,000円です。

第5款老人保健拠出金は9,000円です。

第6款介護納付金は5,644万4,000円です。

資料48ページをごらんください。

第7款共同事業拠出金は1億1,385万6,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しています。

第8款保健事業費は1,394万9,000円です。第1項特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導費用等を計上しています。第2項保健事業活動費は、レセプト点検費用、人間ドック費用助成費用などを計上しております。

第9款基金積立金は4万円です。

第10款公債費は2,000円です。

資料48ページ、49ページをごらんください。

第11款諸支出金は114万9,000円です。

第12款予備費は1,000万円です。

次に、歳入でございます。

資料43ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は2億155万円です。

第2款使用料及び手数料は2,000円です。

第3款国庫支出金は1億7,252万6,000円です。

第4款療養給付費交付金は6,314万円です。

第5款前期高齢者交付金は2億6,795万5,000円です。

資料44ページをごらんください。

第6款県支出金は3,400万9,000円です。

第7款共同事業交付金は1億288万7,000円です。

第8款財産収入は4万円です。

第9款繰入金は5,647万円です。一般会計繰入金が5,646万7,000円で、基金繰入金は3,000円です。

第10款繰越金は5,000万1,000円です。

資料45ページをごらんください。

第11款諸収入は2万円です。

以上が平成25年度国民健康保険事業特別会計予算の概要です。

続きまして、議案第25号、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明いたします。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,710万円で、前年度と比べ100万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

資料の53ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は1億1,694万5,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は15万5,000円です。

次に、歳入でございます。

資料52ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は8,503万5,000円です。

第2款使用料及び手数料は2万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は3,190万8,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は13万2,000円です。

第5款繰越金は1,000円の科目設置です。

以上が平成25年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

次に、議案第26号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,480万円で、前年度と比べ290万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

24年度からスタートした第5期介護保険事業計画の2年目となります。居宅介護サービス、施設介護サービス等の伸びにより、対前年0.3%の伸びとなっています。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の59ページをごらんください。

第1款総務費は3,534万9,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は10億3,366万3,000円です。

資料60ページをごらんください。

第3款財政安定化基金拠出金は1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は2万円です。

第5款地域支援事業費は2,571万8,000円です。介護予防事業や二次予防事業対象者把握事業を実施する経費、福祉介護手当などを計上させていただきました。

第6款公債費は1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は4万8,000円です。

次に、歳入でございます。

資料の56ページをごらんください。

第1款保険料は1億7,315万4,000円です。

第2款使用料及び手数料は2万1,000円です。

第3款国庫支出金は2億8,966万2,000円です。

第4款支払基金交付金は3億172万9,000円です。

資料57ページをごらんください。

第5款県支出金は1億5,917万6,000円です。

第6款財産収入は2万円です。

第7款繰入金は1億7,096万円です。一般会計繰入金1億6,912万6,000円と、積立基金繰入金183万4,000円となっています。

資料58ページをごらんください。

第8款繰越金は1,000円で、科目設置です。

第9款諸収入は7万7,000円です。

以上が平成25年度介護保険事業特別会計予算の概要です。

続きまして、議案第27号、平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,430万円で、前年度と比べ4,830万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

大規模事業である大間簡易水道施設整備事業の施工により増額となっています。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表のとおりであります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の65ページをごらんください。

第1款総務費は2,982万2,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は1億4,087万1,000円です。第1項水道管理費には、水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、田代配水池テレメーター装置設置工事費を計上しております。第2項水道建設費には、大間簡易水道施設整備工事費を計上しており、大幅な増額となっております。

第3款基金積立金は4万円です。これまで総務管理費の中で基金利子の積立金を計上しておりましたが、一般会計や他の特別会計と同様に、明確にするため新設させていただきました。

第4款公債費は1億2,256万7,000円です。過疎対策債、簡易水道債の元金及び利子の支払いです。

第5款予備費は100万円です。

次に、歳入でございます。

資料の63ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金は9万円です。

第2款使用料及び手数料は1億987万7,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は4万円です。

第4款繰入金は1億5,185万6,000円です。一般会計繰入金は1億2,725万6,000円で、施設建設費や公債費への支援が主なものです。基金繰入金は2,460万円です。

資料64ページをごらんください。

第5款繰越金は220万5,000円です。

第6款諸収入は1万2,000円です。

第7款町債は3,020万円です。大間簡水施設整備事業に充当するため、過疎対策債及び簡

易水道事業債を充当する予定であります。

以上が平成25年度簡易水道事業特別会計予算の概要です。

続きまして、議案第28号、平成25年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明いたします。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,060万円で、前年度と比べ150万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明させていただきます。資料の70ページをごらんください。

第1款総務費は998万1,000円です。職員人件費、事務費等の管理経費です。

第2款温泉事業費は2,050万9,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替工事、接岨峡温泉ポンプ改修工事など、施設を良好に維持管理するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は1万円です。

第4款予備費は10万円です。

次に、歳入でございます。

資料の69ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料は462万9,000円です。

第2款財産収入は1万円です。

第3款繰入金金は2,585万7,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は10万円です。

第5款諸収入は4,000円です。

以上が平成25年度温泉事業特別会計予算の概要です。

次に、議案第29号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,460万円で、前年度と比べ820万円の増額です。

歳入歳出予算の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

現在、医師は募集中であります。4月からも継続した診療ができるよう、関係機関と協議し、対応できるような予算とさせていただいております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の75ページをごらんください。

第1款総務費は4,620万1,000円です。第1項施設管理費は、医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費です。第2項研究研修費は、県立総合病院と連携し、新規に緑茶服用習慣の自己健康改善に及ぼす効果に関する研究経費を計上させていただきました。

第2款医業費は824万8,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は1,000円です。

第4款予備費は15万円です。

次に、歳入でございます。

資料の73ページをごらんください。

第1款診療収入は2,842万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は12万1,000円です。

第3款繰入金は2,605万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は1,000円です。

資料74ページをごらんください。

第5款諸収入は2,000円です。

以上が平成25年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要であります。

議案第27号でありますけれども、これは歳出の第2款のところ、使用料及び手数料は1億987万7,000円と申し上げましたが、1億989万7,000円の誤りですので、訂正させていただきます。

以上、駆け足で御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（板谷 信君） 町長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は、議案第23号から議案第29号までの全てについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長にお尋ねしますけれども、きょうの議会冒頭に行政報告をされました。大変長い丁寧な報告だったんですけれども、聞いていまして非常に気になったのは、まだ始まったばかりのアベノミクス、雰囲気でもマスコミなどの持ち上げもあって、まるで期待されているみたいな、株価が上がった、円が下がったということで、一時的な状況が、国民の多くに期待感を持って迎えられているようなお話だったんですけれども、その一方で、私たちがとても不安に思っているのは、消費税の値上げが迫っていること、それから、町長は、原発再稼働も、安倍首相が安全だったら、確認できれば再稼働するとはっきり言ったことを、まるで評価するような言い方をされました。

私は、そういう国民の多くの人たちが、再稼働してもいいんじゃないかと思っている人もいらっしゃるかもしれません。だから、私がたびたび出している意見書も取り上げられないんだろうと思います。でも、多くの人たちの声を聞きますと、やっぱり原発は動かさないでほしい、事故になったら本当に収束がつかないね、福島の人たちは本当に気の毒だねと、涙なしでは見ていられないね、聞けないねというふうな声がいっぱい、もうそれが自分たちのところにかかったら、もしそうなったら、あるいは日本のどこかでまたそういう事故が起きたら、外国に売りに出すと言っているけれども、本当によその国で起きたって怖いねという声もう一般常識なわけですよ。

そういう中で、けさの町長の行政報告というのは、聞いていて、ああ、そうですかと、一緒にともに期待を持ってこの町を、これから期待が持てる町になるねというふうに、同感できない内容がたくさんありました。

そういう意味で、町民の人たちは今、年金はどんどん減らされていくし、所得も減らされて減っていく。そういう中で物価上昇なんて、株が上がったって円が下がったって、私たちの生活には何も関係なくて、むしろ物価がどんどん上がっていくことに不安は大きいわけです。そういう町民の人たちが実際目の前に抱えている不安に対しては、町長は一言も述べられなかったということが非常に残念でなりません。

今、ずっと25年度の予算を大急ぎで一通り言われたんですけども、さっと見ますと、国保税も税のところでは減っている、介護保険は少し増えていましたね。後期高齢者もちょっと減っている、そういう住民負担のところ、総額ですけども予算高では減っている。

じゃ、それが本当に町民の人たちに負担増にならない、むしろ負担減もあるのかな、そういう期待が持てる内容なのかなということ。また絶対、町長が負担増は昨年も回避したいと言いながら、国保税、上げられたわけですけども、後期高齢者も上がりましたし、そういう中で、25年度はどういうふうな姿勢で、町民の暮らしを守っていかれるのか、負担増を回避する決意があるかどうか、その点を確認したいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 冒頭、安倍総理大臣の施政方針演説の言葉を借りて申し上げました。まだ現実に具体的な施策は打っていない段階で、マインドが前向きになって、国民が、いろんな株ですとか、そういう動きがそれに呼応してきているという、現実の状況を説明したわけであって、安倍さんがこれから何をやられるのか、そのことの成果を上げることが一番大切なことですので、そういう意味では、今後に期待をしたいと、そういう意味合いでございます。

それから、これから私たちの町の経済を振興させていく上で、国そのもの、あるいは世界の経済動向が上向いていくということは、決して悪いわけではないわけで、そういう意味で、さらにそれらに弾みをつける上で、商工関係の中でリフォーム事業ですとか、あるいはプレミアム商品券ですとか、そういうものを後押しするような形で、うまく相乗的に効果を上げていければという思いで、計上させていただくということでの説明として使わせていただきました。

それから、現実にそのデフレ経済の中で、年金暮らしですとか、給与所得生活者にとっては、物価が安いということは大変結構なことなんですけど、全体的にデフレスパイラルが深みにはまっていくということは、決して長い目で見て、国民全体の暮らしの向上にはつながっていかないと思うんです。やっぱり経済そのものの底上げを図っていかないと、そういう中で景気の動向と、それから国民の給料、賃金、そういうものが一緒に上がっていくのかという部分の若干のずれはあるかと思うんですけども、長い目で見たときには、どうしても経

済を浮揚させていくという中で、その解消をしていくことが大事だろうと。

その中で、国民の負担の部分、これについても考えていかなければいけないというふうに思っています。ですから、国民の皆さんの負担を上げることがいいことだということを申し上げているわけではなくて、弱い人には弱い人なりの対応ということもあるでしょうし、そういう思いやりを持った心を持ち合わせていこう、そういう意味合いのことを、安倍さんは、日本を取り戻そうという中でも力を込めて言っておられますので、そういう意味で、安倍首相のお言葉を少し使わせていただきました。

いずれにしても、これからまだまだ厳しい状況が続くわけでありますので、まずは自主・自立・自助というような言葉も言わせていただきましたけれども、そういう気持ちを持ち合う中で、相互に助け合う、そういう地域をつくっていくことが大事であろうということで申し上げます。よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

(「議長」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑ですか。

○10番(鈴木多津枝君) はい。1回ですか。

○議長(板谷 信君) ここでやっている質疑は総括質疑であるということと、それから若干、議長が聞いていて、かなり議員の意見が入っていたので、もしこれ以上進めるなら、一般質問のところでもやることをお勧めします。

ほかに質疑がなければここまでとしたいと思います。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号から議案第29号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第29号までは、予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は、議長を除く11名の議員を選任することに決定しました。



◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、3月6日から3月21日までの16日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、3月6日から3月21日までの16日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時24分